

# 岐阜県食品安全行動基本計画

食の安全、安心に関する5カ年計画



岐阜県

---

平成16年6月

## はじめに

毎日の食生活は、生命や健康の根源であり、私たちにとって、食の安全性の確保はもっとも切実な願いです。

しかし、牛海綿状脳症（BSE）の発生に端を発した食品の安全性を脅かす様々な事件や事故によって、食に対する不安感や食品関連事業者に対する不信感が高まり、食品の生産や流通の問題点、法体系の不備、縦割り行政の弊害などの問題点が浮き彫りになりました。

こうした中、当県では平成15年12月、県議会議員の提案により、全国に先駆け「岐阜県食品安全基本条例」を制定しました。この条例は「食の安全・安心」に関して基本理念を定め、県・食品関連事業者・消費者の行うべき役割・責務や施策の推進の方向を明確にし、県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的としています。

今回策定した「岐阜県食品安全行動基本計画」は、この条例の規定に基づき、食品の安全性の確保等に関する目標、施策の方針を明らかにし、各種施策を総合的かつ計画的に推進するために必要となる事項を定めたものです。

計画の策定に当たっては、専門家等で構成する「岐阜県食品安全対策協議会」での意見聴取、さらには県内5圏域で意見交換会を開催するなどにより、幅広く県民の皆様方の声を伺い、計画の内容に反映させました。

計画を推進するためには、行政、食品関連事業者、消費者が、それぞれに課せられた役割を、積極的に果たしていくことが必要となります。また、県と県民が協働して、この計画に基づき、地域の実情に根ざした行動に取り組むことで、県内に流通する食品の安全・安心の確保を図っていきたいと考えています。

一人でも多くの県民の皆様がこの「食の安全・安心」に関する取り組みに参加いただき、健康で安心できる食生活の確保の面から「日本一住みよいふるさと岐阜県」が実現できることを願っています。

最後に、この計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました「岐阜県食品安全対策協議会」の委員の皆様方をはじめ、意見交換会にご参加いただきました県民の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成16年 6月

岐阜県知事

梶原 拓



# 目 次

1	策定の趣旨	1	
2	役割・位置づけ	2	
3	目 標	2	
4	施策推進の方向	3	
5	取組みの着眼点と施策の基本となる事項	4	
6	推進体制	8	
7	具体的な行動展開		
	アクション1	ぎふクリーン農業の推進	11
	アクション2	農薬の適正使用等の徹底	15
	アクション3	動物用医薬品の適正使用の徹底	17
	アクション4	食品製造施設における自主管理体制の推進	19
	アクション5	食品製造施設に対する監視指導	21
	アクション6	食中毒の予防対策	22
	アクション7	農産物の残留農薬の検査	24
	アクション8	牛海綿状脳症（BSE）の検査	26
	アクション9	食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握	27
	アクション10	遺伝子組換え食品の検査	30
	アクション11	食品添加物の検査と適正使用の推進	32
	アクション12	畜産物中の残留動物用医薬品等の検査	33
	アクション13	無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導	35
	アクション14	食品表示の監視指導	37
	アクション15	食品表示岐阜モデルの構築と普及	39
	アクション16	食品表示ウォッチャーの活用	41
	アクション17	消費者と生産者との交流の推進	43
	アクション18	地産地消の推進	45
	アクション19	農産物トレーサビリティシステムの導入促進	47
	アクション20	県民を対象とした講習会等の開催	49
	アクション21	ホームページ・広報資料等による情報提供	51
	アクション22	食品に関する相談窓口における個別相談	53
	アクション23	リスクコミュニケーションの推進	54
	アクション24	県民モニター活動を通じた県民意見の聴取	56
	アクション25	食品の危機管理に関するマニュアルの整備	58
	アクション26	食品緊急情報メールの普及と運用	59
	アクション27	安全な食品の生産技術等に関する調査研究	60
	アクション28	食品の監視指導等に関する調査研究	62
	アクション29	食品の安全性確保に携わる行政関係職員の教育訓練	63
	アクション30	自主的な活動を行う指導者の育成と支援	65
資 料 編			
	目標数値等一覧		1
	食の安全に関する相談窓口等一覧		7

# 1 策定の趣旨

---

岐阜県では、「飛山濃水」とたとえられ、日本の縮図ともいえる変化に富んだ自然環境のもと、地域の特徴を生かした特色のある食材が育まれ、私たちの食生活を支えてきました。

しかし、近年、経済の発展、食品流通のグローバル化などに伴い食生活は多様化し、輸入食品の増加、食品に対する健康・安全志向の高まり、遺伝子組換え食品に代表される新規開発食品の出現など食生活を取り巻く環境は著しく変化しています。

また、平成13年9月には、我が国で初めての牛海綿状脳症が確認され、その後相次いで発生した食品の偽装表示、野菜の残留農薬基準違反、無登録農薬の使用、指定外添加物の使用など食品の安全を揺るがす様々な問題が表面化しました。こうした一連の事件を契機として、消費者の間には、食品に対する不安感と食品関連事業者や行政に対する不信感が広まり、大きな社会問題になりました。

こうした状況の中、国においては、国民の健康の確保を最優先にして食品の安全性確保を図るという観点に立って、食品に関係する行政組織の改編整備と関係法令の見直しが行われました。平成15年5月に、食品の安全性確保に関する基本的な理念や関係者の役割などを定めた「食品安全基本法」が制定されたのを始めとして、食品衛生法など関係法令の改正を行うなど食品の安全性確保に関する新たな取り組みが始まっています。

当県においても、県民の健康で安心できる食生活を確保するため、平成15年12月、議員提案により全国に先駆けて「岐阜県食品安全基本条例」が制定され、平成16年4月1日から施行になりました。この条例では、食品の安全性の確保と県民の食品に対する安心感の向上に関する基本理念や岐阜県独自の取組みの方針を明らかにするとともに、その第20条において、県の実施する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「岐阜県食品安全行動基本計画」を策定することが定められています。

県では、条例の趣旨に基づき、食品の安全性の確保と県民の食品に対する安心感の向上に関する目標、施策の方向、具体的な行動の指針を明らかにする「岐阜県食品安全行動基本計画」を策定し、すべての県民の参加と協働により県民の健康で安心できる食生活の確保を図っていきます。

## 2 役割・位置づけ

- (1) 本計画は、岐阜県の基本目標である「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を健康で安心できる食生活の確保の面から推進するものです。
- (2) 本計画は、岐阜県食品安全基本条例第20条に基づき、食品の安全性の確保と安心感の向上に関する目標、施策の方向、具体的な行動の指針を定めるものです。
- (3) 本計画は、食品の安全性確保と食に対する安心感の向上を図るため、全ての県民との協働により、平成16年度から5ヶ年の間に展開すべき取組みを明らかにするものです。  
本計画は、5年ごとに見直しを行っていきます。

## 3 目 標

- (1) 全ての県民が、毎日の食生活が、私たちの生命や健康の根源であるという共通認識を持って、それぞれの立場で食品の安全性の確保に関する自主的な取組みを行う社会をめざします。
- (2) 食品の生産者と消費者が相互に理解しあえる、顔の見える関係づくりを通じ、信頼関係の構築をめざします。
- (3) 全ての県民は、食品の安全性確保に関して、それぞれの立場から自由に意見を出し合い参加できる仕組みを構築し、県民の真に望む食品の安全性確保をめざします。

## 4 施策推進の方向

---

県では、食品の安全性確保と安心感の向上のため具体的な施策を推進するにあたり、その基本的な取組み姿勢として3つの着眼点を設定し、消費者、食品関連事業者、行政それぞれの役割分担のもと、全ての県民の参加と協働により食の安全確保対策を推進します。

- 着眼点1 安全な食品の供給確保**
- 着眼点2 県民の視点に立った安心感の向上**
- 着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり**

この3つの着眼点をキーワードに、「岐阜県食品安全基本条例」第10条から第18条に定める施策の基本となる事項に基づいて、関係部局が連携して横断的な体制のもと、食品の安全性確保と安心感の向上に関する具体的な施策を展開していきます。

## 5 取組みの着眼点と施策の基本となる事項

### 着眼点1 安全な食品の供給確保

農林水産物や、それを原材料にして製造加工された加工食品は、市場や運送業者、販売店など様々な関係者の手を経て消費者である県民の食卓に届きます。食品の安全を確保するためには、こうした生産から流通販売、消費に至るまでの全ての過程で、安全で衛生的な食品の取扱いが行われる必要があります。

そのために、食品の安全性確保に関する食品関連事業者の自主的な取組みを積極的に支援していきます。また、その取扱いが適切に行われているか、監視指導を行うとともに、食品の検査を実施することにより、その安全性の確認を行い、安全な食品の供給確保を図っていきます。

#### (1) 安全な食品の生産（条例第10条関係）

食品の安全性の確保を図るためには、まず第一に、安全で安心できる食品の生産の確保が最も基本的で重要なことです。そのために、県内で生産される全ての食品が適切な管理のもとに生産されるよう必要な助言、指導を実施します。

具体的には、農薬や化学肥料の使用削減をめざした「ぎふクリーン農業」の推進など農産物の生産指導、加工食品の製造工程に関する自主的な衛生管理方法である「HACCP制度の導入促進」など、食品関連事業者自身による自主管理が行われるよう協調関係を保って指導助言を行っていきます。

#### (2) 検査及び監視の体制の整備（条例第11条関係）

県内で消費される食品の安全性を確保するためには、県内で生産された食品を始めとして、県内を流通する県外産食品及び輸入食品を含めた全ての食品について、その安全性を確認することが必要です。

そのため、全ての食品が衛生的に取り扱われるよう食品関連事業者に対する監視指導を行うとともに、安全な食品であることを確認するための検査を実施します。監視指導及び検査にあたっては、効率的かつ効果的に実施できるよう科学的根拠に基づいて、食品及び営業形態の特性に応じた効率的な監視計画及び検査計画を定め、きめ細かい対応を行うとともに、検査に必要な機器整備及び検査監視体制の整備を図っていきます。

具体的には、営業者に対する「食中毒の予防対策」、「広域流通食品に対する監視指導」などの営業者への監視指導、「農産物の残留農薬検査」、「遺伝子組換え食品の検査」、「牛海綿状脳症の検査」など食品の安全性に関する検査を実施します。また、食品の検査については、「精密検査機器の整備」、「検査に関する精度管理」、「安全性確保のための第三者機関の設立」などを行うことにより検査の信頼性確保を図っていきます。

### **( 3 ) 適正表示の推進 ( 条例第 1 2 条関係 )**

食品の表示は、消費者が食品を選択するうえで最も重要な情報源です。しかし、食品の表示は、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）など、多岐にわたる法律により規制されており、実際に表示を行う営業者にとっても、また、食品を購入しようとする消費者にとってもわかりにくい面があり、その内容について十分に周知することが必要です。

そのために、関係する全ての法律の基準を満たすよう営業者に対して総合的な表示の指導を行っていきます。さらに、法律による規制の枠を超え、安心感の向上対策として、生産者の写真や生産履歴などを明示した生産者の顔の見える「食品表示岐阜モデルの構築と普及」を図るなど、よりわかりやすい県民の求める食品表示を推進していきます。

また、食品の表示について、県民からの情報や意見を聞くため、「食品表示 110 番の開設」、「食品表示ウォッチャーの配備」を行うなど、県民との協働により適正表示を推進していきます。

## **着眼点 2 県民の視点に立った安心感の向上**

食品の安全性の確保と安心感の向上は、行政による監視指導や生産者の努力のみで達成できるものではなく、消費者、食品関連事業者、行政が相互に理解し協働して取り組むことが必要です。従来からの行政主導による取り組みから脱却し、県民が主体となった参加と協働による県民本位の施策の策定及び実施を行い、県民が真に望む健康で安心できる食生活をめざします。

### **( 4 ) 県民と食品関連事業者の信頼確保 ( 条例第 1 3 条関係 )**

県民の食品に対する不安感には、実際にどのように食品が生産されているのかが見えない現在の食品生産の仕組みや複雑な流通形態などが大きく影響しています。また、生産者にとっても消費者が何を求めているのかを把握することが困難な状況です。

そのため、農産物の生産地や食品加工施設の視察を通じて生産の仕組みを理解する「食の安全セミナーの実施」、「県内産農産物の地産地消の推進」、「朝市の推進」などを通じ、食品関連事業者と県民との結びつきを深め、相互に理解し意見交換できる機会を設けることにより両者の信頼関係を構築し、県民の食に対する安心感の向上を図っていきます。

### **( 5 ) 積極的な情報開示及び知識の普及 ( 条例第 1 4 条関係 )**

すべての県民の参加と協働による食品の安全性の確保をめざすためには、消費者である県民が食品に対する正しい知識を身につけるとともに、積極的に意見表明をすることにより、その役割を果たしていく必要があります。

そのため、県民自らが主体となって積極的にその役割を果たせるよう支援をしていきます。

具体的には、「ホームページ・広報資料等による情報提供」などにより、食品の危害及び安全性に関する情報を県民に積極的に開示するとともに、「食品安全教室の開催」、「食の安全総合窓口」などを通じ、県民が食に関する知識を深めることができる機会を積極的に提供していきます。

#### **(6) 県民の意見の反映(条例第15条関係)**

県民が真に望む食品の安全を実現するためには、県の実施する施策の方針や実施方法などについて、県民の意見を確実に反映させ、県民が納得できる施策策定のシステムの構築が必要です。

そのため、直接県民の意見を聞く「意見交換会の開催」や、「食品安全対策モニター活動の推進」、消費者や生産・流通業者等の代表者からなる「食品安全対策協議会の開催」、各種施策等に関する「パブリックコメントの実施」などを通じて県民のニーズを把握し、県民の意見に配慮した施策を実施していきます。

### **着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり**

---

近年、食品に関する情勢はめまぐるしく変化しており、腸管出血性大腸菌 O157 や牛海綿状脳症に代表されるような新たな危害の発生など、県民の健康的で安心できる食生活に危害を及ぼす様々な要因が発生しています。食の安全確保のためには、そうした事態に迅速かつ的確に対応していくことが必要です。

そのため、緊急、不測の事態に備えた体制づくりと、食品安全を科学的な側面からバックアップする調査研究の推進とその積極的な活用、専門的な知識を備えた人材の確保と育成を図り、食品の安全性の確保に関する体制整備を進めていきます。

#### **(7) 危機管理体制の整備(条例第16条関係)**

食品の製造技術の高度化、流通形態の複雑化などに伴い、食品による事故も大規模化、複雑化する傾向にあり、不測の事態に備え、万全の体制で対応ができるよう体制整備を図る必要があります。

そのため、食品による健康被害の発生やその恐れのある場合に備えて、「健康危機管理マニュアルの整備」、「食中毒対応マニュアルの整備」など各種マニュアルの整備を行うとともに、食品の安全に関する情報を積極的に収集して食品による危害発生の探知に努め、適切な対応を行っていきます。

また、食品による健康被害や不良食品などの情報を迅速かつ正確に伝達する「食品緊急情報メールの普及と運用」、「ホームページ食品安全情報による情報公開」などを通じ、県民に周知することにより、食品による健康被害の未然防止又は拡大防止を図ります。

### **( 8 ) 調査研究の推進等 ( 条例第 1 7 条関係 )**

めまぐるしく変化する食品安全の情勢に対応していくためには、最新の技術や科学的知見を取り入れた効率的な監視指導及び検査を実施していくことが必要です。

そのため、県は、効果的な監視及び検査手法の研究開発を行うほか、食品の安全性に関する調査研究、情報収集を実施し、その成果を有効に活用し食品の安全性の確保に役立てていきます。

具体的には、「食品中の残留農薬簡易検査法の開発」、「陶磁器の安全性の高い発色剤の開発」、「減農薬・有機栽培技術に関する研究」など食品や食器類の生産や検査方法等に関する様々な研究に取り組んでいきます。

また、調査研究の成果については、食品関連事業者に対して積極的に情報提供し、事業者が自らの食品安全対策に利用できるよう指導・支援していきます。

### **( 9 ) 食品の安全性に関わる人材の確保及び育成 ( 条例第 1 8 条関係 )**

食品関連事業者に対する監視指導や食品の検査を適切に実施し、県民に対し必要な助言、指導を行っていくためには、専門的な知識を有する人材の確保とその資質の向上を図ることが必要です。

そのため、「職員研修会の実施」などを通じ、関係職員が最新の技術や知見を身に付けるよう努めていきます。

また、食品関連事業者が自ら推進する「食品衛生指導員活動の支援」、県民と県との情報窓口となる「食品安全対策モニターの養成」などを推進し、県民及び食品関連事業者の中から、指導的な立場で活動ができる人材の育成とその活動に対する支援を行っていきます。



# 7 具体的な行動展開

## 着眼点1 安全な食品の供給確保

### (1) 安全な食品の生産

- |        |                     |
|--------|---------------------|
| アクション1 | ぎふクリーン農業の推進         |
| アクション2 | 農薬の適正使用等の徹底         |
| アクション3 | 動物用医薬品の適正使用の徹底      |
| アクション4 | 食品製造施設における自主管理体制の推進 |

### (2) 検査及び監視の体制の整備

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| アクション5  | 食品製造施設に対する監視指導           |
| アクション6  | 食中毒の予防対策                 |
| アクション7  | 農産物の残留農薬の検査              |
| アクション8  | 牛海綿状脳症(BSE)の検査           |
| アクション9  | 食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握  |
| アクション10 | 遺伝子組換え食品の検査              |
| アクション11 | 食品添加物の検査と適正使用の推進         |
| アクション12 | 畜産物中の残留動物用医薬品等の検査        |
| アクション13 | 無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導 |

### (3) 適正表示の推進

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| アクション14 | 食品表示の監視指導       |
| アクション15 | 食品表示岐阜モデルの構築と普及 |
| アクション16 | 食品表示ウォッチャーの活用   |

## 着眼点2 県民の視点に立った安心感の向上

---

### (4) 県民と食品関連事業者の信頼確保

- アクション17 消費者と生産者との交流の推進
- アクション18 地産地消の推進
- アクション19 農産物トレーサビリティシステムの導入促進

### (5) 積極的な情報開示及び知識の普及

- アクション20 県民を対象とした講習会等の開催
- アクション21 ホームページ・広報資料等による情報提供
- アクション22 食品に関する相談窓口における個別相談

### (6) 県民の意見の反映

- アクション23 リスクコミュニケーションの推進
- アクション24 県民モニター活動を通じた県民意見の聴取

## 着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり

---

### (7) 危機管理体制の整備

- アクション25 食品の危機管理に関するマニュアルの整備
- アクション26 食品緊急情報メールの普及と運用

### (8) 調査研究の推進等

- アクション27 安全な食品の生産技術等に関する調査研究
- アクション28 食品の監視指導等に関する調査研究

### (9) 食品の安全性に関わる人材の確保及び育成

- アクション29 食品の安全性確保に携わる行政関係職員の教育訓練
- アクション30 自主的な活動を行う指導者の育成と支援

## アクション1 んぶクリーン農業の推進

### 目 的

んぶクリーン農業を推進し、県民へ安全・安心・健康な農産物の提供を促進します。

### 現状・課題

農産物に対する消費者ニーズは「安全・安心・健康」へ移行しており、「より安全で安心して食べられる健康によい農産物」への関心が高まっています。

このため、農業が本来持つ環境保全機能を維持・増進しながら生産性と環境との調和を考慮し、化学肥料や化学合成農薬等生産資材の効率的な使用と節減により人と環境に優しい農業を実現していく必要があります。県ではこのような農業を「んぶクリーン農業」として位置づけ平成7年度から進めています。

また、平成11年度からんぶクリーン農業の適正な表示のために、生産・表示のルールを定め、これに基づき生産登録し一定の基準を満たして生産された農産物に表示票(ロゴマーク)を貼付して販売できる「んぶクリーン農業表示制度」に取り組んでいます。平成15年11月現在のんぶクリーン農業の生産登録面積は3,585haで、県内作物の延べ作付面積55,200haの6.5%を占めています。県民の皆さんが、いつでもどこでもんぶクリーン農産物が購入できるよう、今後ともんぶクリーン農業の推進を図る必要があります。

### んぶクリーン農業とは？

従来の栽培に比べて化学合成農薬・化学肥料の使用量をそれぞれ30%以上削減した栽培を「んぶクリーン農業」と定義しています。表示票(ロゴマーク)と生産者の氏名・栽培概要等を表した栽培管理表がセットで貼付されています。また、平成15年8月から50%以上削減した区分を設けた他、養液栽培や花き栽培、んぶクリーン農産物の加工品にも表示できるようになりました。



表示票(ロゴマーク)

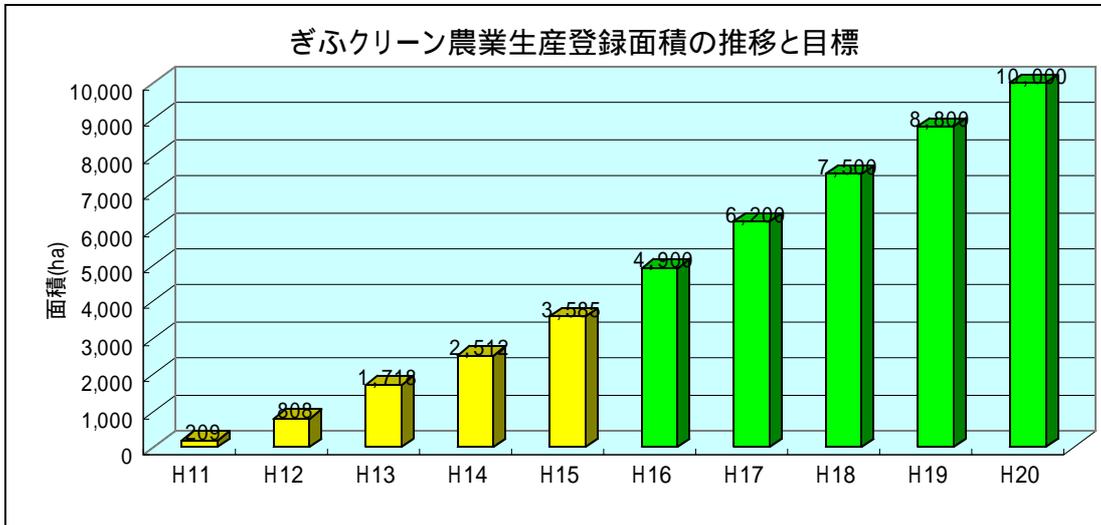
んぶクリーン農業	
農薬・化学肥料を30%以上削減して栽培しました。	
農産物名	トマト(商品名)
栽培上の特徴	・防虫ネットによる害虫防除 ・害虫を寄せ付け難い近紫外線カットフィルム の被覆 ・有機質肥料の併用による化学肥料の減肥
生産者名	出荷組合 TEL0579(99)3333
生産登録番号	148
生産地名	岐阜県 市

栽培管理表

詳細はホームページ(<http://www.pref.gifu.jp/s11435/clean/>)を参照願います。

## ぎふクリーン農業の生産登録面積の現状と目標は？

平成15年11月現在3,585haで平成20年度の目標を10,000ha(作付面積の18%)としています。



## ぎふクリーン農産物の出荷量は？

主要農産物の出荷量に占めるぎふクリーン農産物の出荷量は下図のとおりです。特定作物を除いて出荷量の割合はまだ低く、今後ともぎふクリーン農業の拡大を図っていく必要があります。



## 対 策

引き続きぎふクリーン農業推進協議会、ぎふクリーン農業表示審査会を開催し、消費者、生産者、関連事業者、学識者から県の推進方策や表示制度の運営に関する意見を徴収し、提言内容を施策に反映していきます。

「実証ほ」(新たな技術の取り組みを実証するほ場)の設置や健康農業研修センター活動等によりぎふクリーン農業表示制度における生産登録へと誘導し、県下全域まるごとぎふクリーン農業となるよう努めます。

ぎふクリーン農業は生産者の自己責任で実施されていますが、引き続き農業改良普及センターによる確認調査を行い信頼性の向上に取り組みます。

新規作目、作型の追加など対象範囲を拡大し、人と環境に優しいぎふクリーン農業の拡大を図ります。

ぎふクリーン農業の推進に必要な機械施設及び資材の導入に対して支援し、生産登録の拡大、生産者の経営の安定化を図ります。

いつでもどこでもぎふクリーン農産物が購入できるよう、ぎふクリーン農業に取り組む生産者の組織化を図るなどぎふクリーン農産物の供給力の向上とスーパー等量販店における常設販売コーナーの設置促進を図ります。

ぎふクリーン農業の知名度向上のため、ぎふクリーン農業の紹介やぎふクリーン農産物の展示販売を行うぎふクリーン農業フェアの開催、消費者の生産地視察、意見交換会などを引き続き実施します。

また、ホームページ「ぎふクリーン農業」やパンフレット等により、取り組みの説明、生産者や販売店の紹介等を行い積極的な情報提供を行います。

学校給食にぎふクリーン農産物を導入し、ぎふクリーン農業の普及、定着を図ります。

地域住民の自主的な活動により地域ごとぎふクリーン農業や資源の循環利用に取り組むほか、地域の自然環境保全活動も行っている市町村をふるさとクリーン村と認定してその活動を促進します。

ぎふクリーン農業の一形態である有機農業についても、JAS法に基づく登録認定機関として、有機農産物生産行程管理者等の認定業務を実施します。

ぎふクリーン農業に取り組むために必要な化学合成農薬や化学肥料の代替技術の開発を進めます。

## 関係者の役割

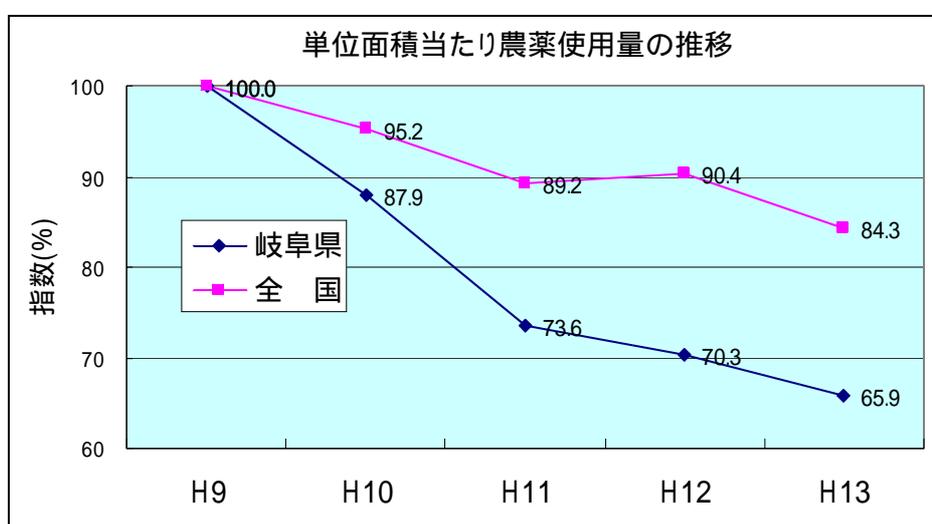
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぎふクリーン農業に関する積極的な情報提供を行う。</li> <li>・ぎふクリーン農業の生産支援、流通販売支援を行う。</li> <li>・ぎふクリーン農業に関する栽培技術の開発を進める。</li> <li>・生産者、消費者の意見を聴取する機会を設ける。</li> <li>・生産者、消費者の意見を反映した施策を実施する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぎふクリーン農業に積極的に取り組む。</li> <li>・ぎふクリーン農業の取り組みを積極的に消費者にPRする。</li> <li>・県の施策について積極的に意見を表明する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぎふクリーン農業についての知識の向上に努める。</li> <li>・ぎふクリーン農産物を積極的に購入するよう努める。</li> <li>・県の施策について積極的に意見を表明する。</li> </ul>

## 数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成15年度	平成18年度	平成20年度
生産登録面積	3,734ha	7,500ha	10,000ha
農産物の供給体制	販売店舗数 241店舗	販売店舗数 400店舗	いつでもどこでも購入可能

## ぎふクリーン農業の効果

ぎふクリーン農業の進展と共に農薬の使用量も減ってきています。統計データのある最近5年間の農薬の作付面積当たりの使用量の推移を見てみると、平成9年度を100とした場合、平成13年度は66となり、その減少度合いは日本一となっています。



## 農薬使用量の減少度合い都道府県ベストテン

順位	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
1	静岡(78)	岩手(66)	東京(46)	<b>岐阜(66)</b>
2	岩手(79)	東京(71)	<b>岐阜(70)</b>	大分(70)
3	東京(82)	<b>岐阜(74)</b>	岩手(75)	佐賀(71)
4	青森(85)	静岡(76)	大分(75)	静岡(73)
5	石川(87)	青森(79)	三重(81)	高知(74)
6	鳥取(87)	三重(79)	新潟(81)	三重(74)
7	香川(87)	香川(79)	香川(82)	福岡(75)
8	<b>岐阜(88)</b>	兵庫(80)	静岡(82)	東京(75)
9	山形(88)	新潟(80)	青森(83)	兵庫(77)
10	秋田(91)	秋田(82)	佐賀(83)	岩手(78)

出典 作付面積(耕地及び作付面積統計(平成9～13年))、農薬出荷数量(1998～2002年「農薬要覧(日本植物防疫協会発行)」の農薬出荷数量)から作付面積当たり農薬使用量を推計、都道府県名の右隣の数字は平成9年度を100とした場合の指数。

## アクション2 農薬の適正使用等の徹底

### 目的

農薬の適正な販売及び使用の徹底を図り、安全・安心な農産物の供給を確保します。

### 現状・課題

無登録農薬問題、残留農薬問題など、農薬を巡る一連の事件によって消費者の食への信頼は著しく損なわれました。

そこで、失われた信頼を早急に取り戻すため、農薬の販売から使用までの各段階に対して、様々な安全対策を施す必要があります。

### 対策

無登録農薬撲滅3原則「無登録農薬は売らない、買わない、使わない」を基本理念に以下の農薬適正使用に関する対策を実施します。

全農薬販売店への立入検査を実施します。

農薬販売者や使用者に対する研修会の実施や農薬管理指導士の育成を図り、農薬の適正販売・使用の徹底を図ります。

農業者団体や県機関が簡易な分析機器により農産物の残留農薬を分析し、農薬の適正使用を徹底します。

生産者等が精密な機器により残留農薬を自主検査し、農薬安全使用を徹底する体制を整備するために、機器導入・運営に対して支援します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬に関する研修会等を実施し、農薬販売者・使用者に対して情報提供や指導を行い、適正使用を徹底する。</li> <li>・ 農薬を30%以上削減する「ぎふクリーン農業」の推進を図る。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 農薬販売者 &gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県等の実施する研修会等に積極的に参加し、農薬取締法等関係法令を遵守し、適正な農薬販売を行う。</li> </ul> </li> <li>&lt; 農薬使用者 &gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県等の実施する研修会等に積極的に参加し、農薬取締法等関係法令を遵守し、農薬を適正に使用する。</li> <li>・ 生産者自らも残留農薬検査等を実施し、農薬適正使用を進める。</li> </ul> </li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬に関する知識の向上と農薬適正使用に関する施策に対する理解を深めるように努める。</li> </ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
農薬販売店への立入検査	全販売店 (1,374 店)	全販売店 (約 1,400 店)	全販売店 (約 1,400 店)
農薬管理指導士の配置 農薬販売店 ----- 防除業者	337 人	850 人	1,400 人
	213 人	280 人	350 人
無登録農薬の販売	ゼロ	ゼロ	ゼロ
無登録農薬の使用	ゼロ	ゼロ	ゼロ
県内産農産物の残留農薬基準 超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ
農薬削減技術の普及 (ぎふクリーン農業登録面積)	3,734ha	7,500ha	10,000ha

### 農薬管理指導士とは？

岐阜県では、農薬の取扱い、使用に関する安全性の確保を図る観点から、農薬販売業者、防除業者、ゴルフ場の農薬使用管理責任者等の資質向上の一環として、関係法令など農薬に関する研修を受講し、試験に合格した人を農薬管理指導士として認定しています。15年度末までに、農薬販売者337人、防除業者213人、ゴルフ場関係者327人の合計877人が認定されています。

### 農薬に関する規制

農薬取締法では、農業生産の安定や食と生活環境の保全に寄与することを目的として、農薬の製造、販売、使用について規制を行っています。

平成14年に生じた残留農薬問題や無登録農薬問題を踏まえ、平成14年度と15年度の2回にわたり農薬取締法の大改正が行われました。

その主な内容は、

- 無登録農薬の製造、輸入及び使用の禁止
- 農薬の使用基準の遵守義務
- 違反者への罰則強化
- 違法農薬の販売に対する販売者への回収等の命令
- 農薬登録と残留農薬基準の整合性確保等

であり、製造者から使用者まで、農薬を取り扱う者に厳しく責任が問われる内容となりました。

## アクション3 動物用医薬品の適正使用の徹底

### 目的

動物用医薬品の適正な販売及び使用の徹底を図り、安全・安心な畜産物の供給を確保します。

### 現状・課題

動物用医薬品の畜産物への残留及び動物用医薬品使用に起因する薬剤耐性菌の発現などは、消費者に食に対する不安を与える原因となっています。

そこで、安全・安心な畜産物を消費者に提供するため動物用医薬品の販売から使用までの各段階に対して、安全対策を施す必要があります。

### 対策

動物用医薬品販売業者等の店舗において、動物用医薬品の保管や販売状況を調査し、適切な取扱いについて指導します。

動物用医薬品の収去による品質検査を実施します。

診療獣医師への適正な指示書発行の指導を実施します。

畜産農家への動物用医薬品の適正使用の指導を実施します。

家畜からの薬剤耐性菌発現状況調査（モニタリング）を実施します。



### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産農家に対して安全な畜産物の提供に関する指導を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 販売業者 &gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>薬事法等の関連法令を遵守し、適正な動物用医薬品の販売を行う。</li> </ul> </li> <li>&lt; 診療獣医師 &gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>適正に指示書を発行する。</li> </ul> </li> <li>&lt; 畜産農家 &gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>用量・用法を遵守し適正に動物用医薬品を使用する。</li> </ul> </li> </ul>
消 費 者	—————

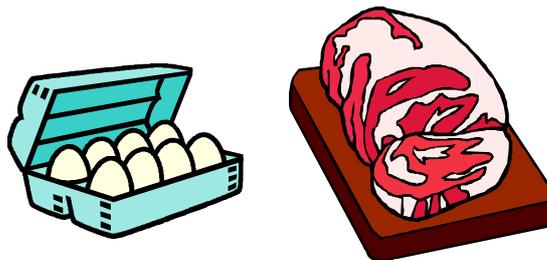
## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
動物用医薬品一般販売業者への立入検査	立入販売店数 ( 4 0 店 )	立入販売店数 ( 4 5 店 )	立入販売店数 ( 5 0 店 )
診療獣医師に対する巡回指導	1 回	1 回	1 回
県内産畜産物の動物用医薬品残留基準超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ
飼養衛生管理技術の普及 ( マニュアル作成普及 )	-	普及率 80%	普及率 100%

### 動物用医薬品の使用規制

抗生物質などの動物用医薬品は、病気の診断、予防、治療のために家畜に使用されていますが、不適切な使用方法をすると、肉や卵などの畜産物にその成分が残留する可能性があります。

そのため、動物用医薬品が畜産物中に残留しないように、動物用医薬品の成分名ごとに、それぞれの医薬品を使用できる動物種類、使用方法や使用量、使用してから出荷が禁止される期間が法律で定められています。特に人や動物に対して影響の大きい医薬品については、獣医師が投与する動物を診断して「指示書」を発行しなければ、その医薬品を購入したり使用したりすることはできません。生産農家は、指示書に記載された使用方法を守ることで、安全な畜産物の供給を確保することができます。



## アクション4 食品製造施設における自主管理体制の推進

### 目 的

食品製造施設において、製造者による自主的な管理体制を確立することにより、製造される食品の安全性の確保を図ります。

### 現状・課題

食品の安全性確保を図る上で、食品の製造者自らが、食品の製造・加工の各段階において安全対策を講ずることは最も重要な要素です。平成15年5月、食品衛生法の一部改正が行われ、食品等事業者には、自らの責任において食品の安全性を確保するため、必要な知識や技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施などがその責務として新たに規定されました。

県では、食品等事業者を対象に食品衛生講習会を開催し、食品衛生に関する知識の普及と、食品の製造・加工等における衛生管理の自主的な取組みに対する意識の向上を図っています。

また、HACCPシステムの概念を取り入れた衛生管理の導入を積極的に推進しています。

### 対 策

食品事業者、食品関係団体等の食品の安全確保に関する自主管理体制の整備に必要な情報の提供や助言指導を実施し、食品の安全確保のための自主管理の確立を支援します。

食品等事業者に対し、食品衛生法の改正により新たに規定された食品等事業者の責務を周知します。

(社)岐阜県食品衛生協会が実施している食品指導員活動に対して助言指導を行い、食中毒等食品事故の未然防止と地域における食品衛生の向上に関する自主的な取組みを支援します。

食品事業者を対象とした食品衛生講習会の開催やHACCPシステムの概念の導入支援を行います。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品事業者の自主管理体制の整備に関する助言指導を行う。</li><li>・食品関係団体の自主活動の支援を行う。</li></ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品事業者の責務を認識し実行する。</li><li>・県の実施する施策への協力に努める。</li><li>・食品衛生に関する知識の習得に努める。</li></ul>
消 費 者	—————

## 数値目標等

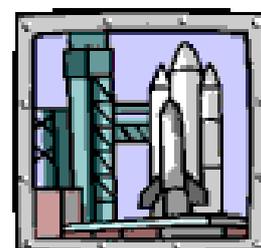
項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
食品衛生責任者養成講習会	15 回	15 回	15 回
食品衛生責任者再教育講習会	130 回	130 回	130 回

### H A C C P とは？

米国のNASAが安全な宇宙食を供給するために開発した衛生管理システムをHazard Analysis Critical Control Points システムといい、一般的にはH A C C P (危害分析重要管理点) システムと呼ばれています。

これまでのように最終製品を検査して、安全基準をクリアしているかどうかを確かめる方法ではなく、製造途中に、製造工程の要所要所で異常がないか連続的にチェックする方法です。

これまでの方法では、たくさんの製品の中から一部を抜き取って検査するため、全ての製品について安全性を確認することはできません。しかし、このシステムでは、製造の間中、全ての製品を連続してチェックするため、より信頼性が高い安全性の確認が可能です。



### 食品衛生責任者とは？

食品を製造、販売する施設では、取り扱う食品の種類によって保健所による営業の許可が必要です。そうした施設では、施設の衛生管理や食品の衛生的な取り扱いを徹底するために、食品衛生に関する責任者を定めることが義務付けられています。

食品衛生責任者には、その施設で働く従業員のリーダーとして食品の安全確保に取り組んでいただけるよう、毎年1回食品衛生責任者再教育講習会を受講していただくことになっています。



## アクション5 食品製造施設に対する監視指導

### 目 的

食品製造、加工、調理施設における施設の衛生管理の向上と食品の適切な取り扱いを徹底させます。

### 現状・課題

近年、食品の製造、加工技術の高度化などに伴い、多種多様な食品が広域的に流通するようになってきています。そうした状況の中、食品の衛生管理は従来にも増して重要になっており、特に食品の製造、加工、調理施設における衛生管理の徹底が不可欠です。

県では、従来から食品製造施設や給食施設などに立入し、衛生管理指導、食品の表示検査等の監視指導を実施してきました。平成15年度に改訂された食品衛生法では、監視指導の年間計画を策定し、その計画に従って重点的かつ効果的な監視を実施することが定められました。

### 対 策

「食品衛生監視指導計画」を策定し、食品営業施設を危害度に応じてレベル分けし、計画的な監視指導に取り組みます。

大量調理施設や広域流通食品製造施設などの危害度の高い業種や過去の食品事故の発生があった施設については、特に重点的な監視指導を実施します。

必要に応じて施設の拭き取り検査や収去検査を行い、そのデータに基づいた監視指導を行います。

食品事業者に対して、原材料等の仕入れ、保管に関する記録等を実施するよう指導します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品製造施設等の監視指導、拭き取り検査、収去検査を実施する。</li> <li>食品事業者の自主的な衛生管理の推進を図る。 (事業者の記録、保管状況を確認、指導等)</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の衛生的な取扱いに努める。</li> <li>食品の製造、販売に関する記録の実施と保管を行う。</li> </ul>
消 費 者	—

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成15年度	平成18年度	平成20年度
「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	-	100%	100%

## アクション6 食中毒の予防対策

### 目 的

食中毒事故の未然防止によって、県民の健康保護を図ります。

### 現状・課題

県内では毎年、20件前後の食中毒が発生しており、10年、20年前と比較しても発生件数、患者数ともに減少しているとは言えません。原因施設としては、飲食店が多いものの、一般家庭における発生も2割近くを占めています。

県民の健康保護を図るためには、飲食店などの食品関係施設における食中毒予防対策を徹底するとともに、県民に対しても注意を促していくことが必要です。

また、近年、赤痢菌による食中毒の発生、腸管出血性大腸菌（O157）感染症の散発、ノロウイルスによる食中毒の多発がみられたことから、食中毒予防対策の充実強化を図るとともに、感染症及び食中毒の両面からの調査・措置を行うことが必要となっています。

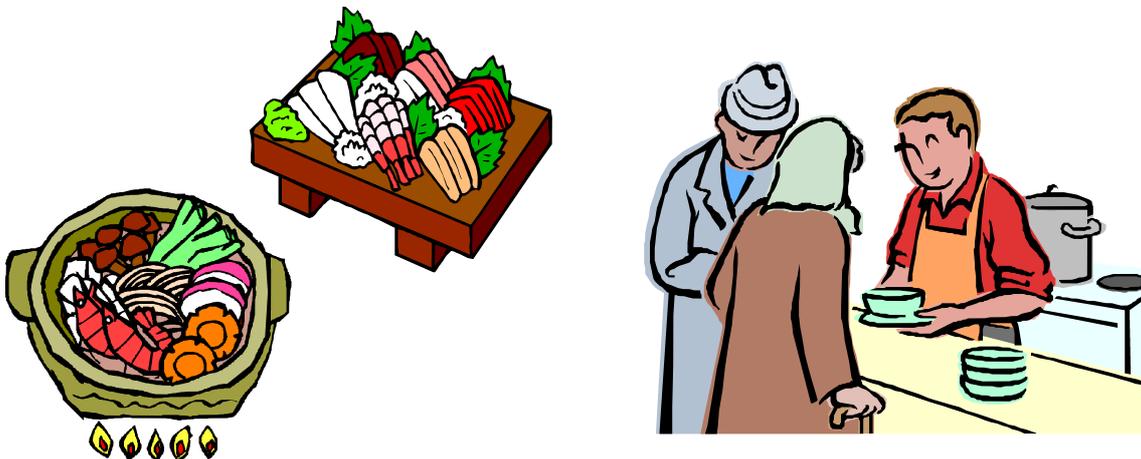
### 対 策

食品衛生講習会の実施や広報の活用により、消費者や食品関係業者への食中毒関連情報の提供に努め、食品衛生知識の普及啓発を図ります。

過去の食中毒等の発生頻度から、食中毒が発生の危害度が高い施設に対する重点監視指導（危害度別重点監視指導）を実施します。

食中毒菌の汚染状況を調査するため、食品製造施設等における食品の製造過程等について調査及び検査を実施し、そのデータに基づく監視指導を行います。（食中毒事故防止調査事業）

学校給食等の集団給食施設を対象に監視指導、検食の収去検査及び調理従事者に対する衛生講習を実施します。（学校給食施設等衛生管理強化事業）



## 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品関係施設に対する調査・検査を行う。</li> <li>・ 食品関連事業に対する助言指導を行う。</li> <li>・ 食中毒に関する知識の普及啓発を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の実施する調査・検査に対する協力を努める。</li> <li>・ 調査結果に基づく助言に対する改善に努める。</li> <li>・ 食中毒予防のための自主管理の推進を図る。</li> <li>・ 食中毒に関する知識の習得に努める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食中毒に関する知識の習得に努める。</li> </ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
食品衛生責任者養成講習会	15 回	15 回	15 回
食品衛生責任者再教育講習会	130 回	130 回	130 回
「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	-	100 %	100 %

### ノロウイルスとは？

冬季に流行する感染性胃腸炎の主な原因の一つとして、ノロウイルスがあげられます。かつては、SRSVやノーウォーク様ウイルスと呼ばれていました。

ウイルスに汚染された食べ物や飲み物を口にすることで感染する場合と、感染者の便や吐物に接触したり、飛散したウイルスにより人から人へ二次感染を起こす場合があります。

最近、酢カキなどカキの生食により食中毒を起こす例が増えており、注意が必要です。もともと人が持っていたウイルスが下水などを通じて海に流れ込んで、カキの体内に蓄積すると考えられています。

カキを食べる場合には、生食用か加熱用かをよく確認して、加熱用のカキは、中まで十分火を通す必要があります。

また、カキを取り扱った調理器具や手指は、洗剤でよく洗ってから次の調理作業を行うことが食中毒の予防のために重要です。



## アクション7 農産物の残留農薬の検査

### 目 的

農産物の安全性を検査により科学的に確認することにより、安全な農産物の流通確保に努めます。

### 現状・課題

近年、基準値を超える残留農薬が検出された輸入野菜、無登録農薬の使用問題等が発生し、消費者の間には、農産物中の残留農薬に対する不安が広まっています。安全な農産物を供給するため、県内の生産者に対して農薬の適正使用や化学合成農薬の使用量の削減（ぎふクリーン農業）の推進を行ってきましたが、消費者や流通業者は、安全性の保証をより具体的で客観性のある数値として求めるようになっています。

また、平成15年5月の食品衛生法の一部改正により、残留農薬に関する基準が強化され、3年後を目途に残留農薬のポジティブリスト制が導入されることとなり、今後これまでも増して多くの農薬に残留基準が定められることとなります。

こうしたことから、県内産の農産物を始めとして、県内を流通している県外産や輸入農産物についても残留農薬の検査を一層充実・強化し、県民の安全な農産物を求める声に応えていく必要があります。

### 対 策

県内で生産、加工又は流通する野菜、果実、畜水産食品及び輸入食品について、残留農薬の含有量を調査し、その実態を把握します。その結果に基づき基準（規制値等）に違反する食品の排除を行うとともに、違反原因を明らかにして再発の防止に努めます。

また、検査結果を公表することにより消費者の不安解消を図っていきます。

県内農産物に対する県民の信頼をより強固なものとするため、農業者団体に対して検査機器の導入と検査実施に対する助言、指導を行い、生産者や農業者団体の自主検査体制の整備を支援します。

農産物の生産段階において残留農薬検査等を行う第三者機関の新たな設立やその取組みを支援します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留農薬の検査を実施し、検査結果を公表する。</li> <li>・基準に違反する食品の排除と違反原因の究明を行う。</li> <li>・生産者等の実施する自主検査に対する支援を行う。</li> <li>・残留農薬検査を行う第三者機関の設立や業務活動に対して支援する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な農産物の生産、流通、販売に努める。</li> <li>・県の実施する検査に協力する。</li> <li>・残留農薬の自主検査を実施する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬に関する正しい知識の習得に努める。</li> <li>・検査結果に基づく食品に対する正しい評価を行う。</li> </ul>

## 数値目標等

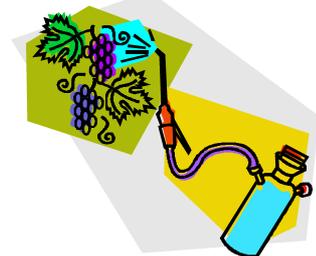
項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
県内産農産物の残留農薬基準超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ
自主検査体制の整備	簡易残留農薬分析機器設置箇所 13か所	簡易残留農薬分析機器設置箇所 13か所 残留農薬多成分一斉分析施設整備 1か所	簡易残留農薬分析機器設置箇所 13か所
流通段階の検査数	60 食品	80 食品	100 食品

### 残留農薬とは？

農薬を使用した結果、作物などに残った農薬を「残留農薬」といいます。この残留農薬が人の健康に害を及ぼすことがないように、農薬の登録に際して安全性に関する厳重な審査が実施されています。すなわち、毒性試験の結果から1日あたり摂取許容量（ADI）を求め、残留量から予想される農薬の摂取量がこのADIを上回ることがないように、農薬の残留量について基準が設定されています。

また、この基準を超えない使用方法に限り登録されています。

従って、現在登録されている農薬については、ラベルに記載されている使用方法を守って使用すれば、農薬が基準を超えて残留することはありません。



### 残留農薬のポジティブリスト制とは？

食品に残留する農薬については、食品や農薬の種類ごとに残留基準が定められています。しかし、これまでの制度では、個別に基準が定められていないものについては規制の対象外となり、残留農薬が検出されても流通や販売を制限することはできませんでした。

そこで、平成15年度に行われた食品衛生法の改正の中で、個別基準がない農薬についても一定の基準量を超えた場合は、その食品の流通販売が禁止されることになりました。つまり、原則として全ての農薬には一定の基準値が適用され、個別基準がある農薬は、それに従うという形になります。

なお、この新しい制度は、移行のための準備期間を考慮し、法律の改正後3年を目途に施行されます。

## アクション8 牛海綿状脳症（BSE）の検査

### 目 的

安全で安心できる牛肉を県民に提供します。

### 現状・課題

平成13年9月、国内で初めてBSEの発生が確認され、現在（16年4月）までに全国で11頭の陽性牛が確認されています。

県では、平成13年10月18日から県内4と畜場に搬入されるすべての牛について、BSEのスクリーニング検査を実施しています。検査結果については、県のホームページ「食肉の安全性に関する情報」に掲載し、県民に公表しています。

### 対 策

今後とも、食肉の安全確保を図るため厳格なスクリーニング検査を継続して実施し、BSE感染牛由来の食肉の流通を未然に防止するとともに、特定部位の適正排除に努めます。

県内のBSE清浄性の確認と、BSEまん延防止を図るため、飼養途中で死亡した24ヶ月以上の牛を対象として、BSEの全頭検査を実施します。

これら検査をそれぞれ担当する健康局及び農林水産局では、お互いに連携を密にし、情報の共有化を図るなど連絡体制の推進を図ります。

消費者に対して、BSEに関する正しい知識の普及に努めます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BSE検査（と畜・死亡牛）を実施する。</li> <li>・ 生産者に対して安全な畜産物の提供に関する指導を行う。</li> <li>・ 消費者に対する迅速で正確な情報提供を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者はBSE発生防止のため、適正な飼料給与を行う。</li> <li>・ BSE検査に対して協力する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BSEに関する正しい知識の習得に努める。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成15年度	平成18年度	平成20年度
と畜場に搬入される牛のBSE検査	全頭	全頭	全頭
24ヶ月齢以上の死亡牛のBSE検査	12月より全頭検査実施 (321頭)	全頭	全頭

## アクション9 食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握

### 目 的

食品を経由して人に影響を及ぼすおそれのある物質による環境中及び食品中の汚染及び分布状況を調査し、県内で生産される食品の安全性を確認します。

### 現状・課題

大気、土壌、河川など環境中に存在するダイオキシン類は、食物連鎖を通じ人や動物の体内に蓄積し、発ガン性、催奇形性、生殖毒性などの有害な影響をもたらすことが指摘されています。

また、その他の環境ホルモンやカドミウム、鉛などの重金属、硝酸塩などの環境因子についても、同様に農作物や魚などを介して摂取することによる人の健康への影響が懸念されています。

このことから、将来にわたって県民の健康を守り環境を保全するために、ダイオキシン類の発生を抑制するとともに、こうした環境汚染物質や環境因子についての環境中及び食品中の汚染及び分布の状況を把握し、適切な対策を行っていく必要があります。

特に、県内産の食品の安全性を確認する意味で、県民の関心も高く、岐阜ブランドともなっている主要な農産物や「県の魚」である「あゆ」について、その実態を明らかにしていくことが重要です。

### 対 策

#### < 発生源対策 >

ダイオキシン類の発生源対策として、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に対して立入検査を行い、適正な維持管理等を指導するとともに、排出ガス及び排出水の行政検査を実施し、排出基準超過施設に対しては徹底した指導を行います。

#### < 環境中の汚染及び分布状況の把握 >

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、県内の大気、水質（河川水、河川底質、地下水）及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を継続的に測定・把握し、公表します。

環境ホルモン（ダイオキシン類を除く）には、環境基準が設定されていないものの、水生生物にその影響の報告が多いことから、河川水、河川底質、水生生物の環境ホルモンの実態調査を行います。

県内の主要な農産物生産地において、カドミウム、鉛など重金属のモニタリング調査を行います。

< 食品中の汚染及び分布状況の把握と対策 >

県内の主要な農産物生産地において、農作物中のダイオキシン類、重金属、硝酸塩濃度の調査を行います。

県内のあゆ漁場主要河川に生息するあゆのダイオキシン類の蓄積状況を調査します。

< その他 >

庁内関係課から構成する「岐阜県ダイオキシン類対策連絡協議会」(平成13年4月設置)及び「環境ホルモン等総合対策連絡会議」(平成10年5月設置)において、総合的・全庁的に情報交換、調査、対策等を推進します。

## 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境汚染物質の環境中への排出削減対策を行う。</li> <li>・ 環境中の汚染及び分布状況の把握に努める。</li> <li>・ 食品中の汚染及び分布状況の把握に努める。</li> <li>・ 調査結果の早期公表と県民の理解が得られるよう説明を行う。</li> <li>・ 有害物質の農作物への吸収抑制に関する栽培技術の普及を図る。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境汚染物質の排出削減に努める。(ごみ等の削減)</li> <li>・ 県が実施する調査等に対して理解と協力を努める。</li> <li>・ 県が実施する研修会に積極的に参加し、重金属や硝酸塩の吸収を抑制する栽培技術の習得・実践に努める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境汚染物質の排出削減に努める。(ごみ等の削減)</li> <li>・ 環境汚染物質等に対する正しい知識の習得に努める。</li> </ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
ダイオキシン類の環境基準超過件数(大気、水質(河川・地下水)、土壌、河川底質)	ゼロ(見込み) 調査件数 117件	ゼロ	ゼロ
あゆのダイオキシン類実態調査	あゆ漁場主要 河川 10 河川	あゆ漁場主要 河川 10 河川	あゆ漁場主要 河川 10 河川
主要農作物中のダイオキシン類のモニタリング調査	・実態が把握され、耐容1日 摂取量と比較して問題ない こと ・主要作物 14 か所調査	・実態が把握され、耐容1日 摂取量と比較して問題ない こと ・主要作物 15 か所調査	・実態が把握され、耐容1日 摂取量と比較して問題ない こと ・主要作物 15 か所調査
主要農作物中のカドミウム、鉛、ヒ素の実態調査	-	9 作物	9 作物
重金属や硝酸塩等の有害物質のリスク管理された栽培面積の拡大(ぎふクリーン農業登録面積)	3,734ha	7,500ha	10,000ha

## さまざまな環境汚染物質・環境因子など

### ダイオキシン類とは？

PCDD(ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)、コプラナーPCBの3つを合わせてダイオキシン類と言い、「発ガン性」や「環境ホルモン作用」の疑いが指摘されています。

ダイオキシン類は、意図的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで生成してしまう物質です。そのため、環境中には広く存在していますが、量は非常に微量です。日常生活における暴露レベルでは、健康影響は生じませんが、食物連鎖を通じて体内に蓄積されることで有害な影響をもたらすと考えられています。

ダイオキシン類は、ものを燃焼する過程などで発生するので、ごみの量を減らすことが、ダイオキシン類の発生量を抑制する上でも効果的です。



### 環境ホルモンとは？

正式には「外因性内分泌攪乱化学物質」と言い、生物の体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の化学物質です。現在、内分泌攪乱作用を有すると疑われる化学物質として、65物質がリストアップされています。

なお、ダイオキシン類も環境ホルモンの一つです。



### 重金属とは？

重金属とは、比重が大きい金属、ふつう比重四以上のものをいいます。人や動物に害があるとして、食品規格が設定されているものとして、カドミウム、鉛、ヒ素などがあります。

国内では、現在、一部の農産物に基準があるだけですが、国際的な動向として各種農産物に対する基準が設定されようとしています。

### 硝酸塩とは？

硝酸塩は、窒素と酸素の化合物で、土壌を含む自然界に広く分布します。植物は、窒素を硝酸塩やアンモニウム塩の形で根から吸収し、これと炭水化物からアミノ酸やタンパク質を合成します。吸収される硝酸塩などの量が多すぎると、利用しきれずに植物中に貯まります。

硝酸塩は、通常摂取する程度では、それ自体は特に人体に有害ではありませんが、ヒトの体内で還元され亜硝酸塩に変化すると、メトヘモグロビン血症や発ガン性物質生成の恐れがあるといわれています。

なお、日本では農産物中の硝酸塩の基準値はありません。



## アクション10 遺伝子組換え食品の検査

### 目 的

消費者が自らの判断に基づいて適切に食品を選択できるよう遺伝子組換え食品の適切な生産及び流通と適正表示を推進します。

### 現状・課題

### 対 策

遺伝子組換え食品は、全世界で日本の耕地面積の10倍以上にあたる5,870万haで栽培されており、作物別では大豆が62%、とうもろこしが21%を占めています。日本では、平成13年4月から遺伝子組換え食品の安全性の審査が法的に義務化され、その審査に合格したものだけが適切な表示を行った上で流通販売されています。

しかし、国内における検査で、未承認のとうもろこしの混入が発見されるなどの事件もあり、遺伝子組換え食品に対する消費者の不安は大きいものがあります。

そのため、消費者が自らの判断で安心して購入する食品を選択できるように、未承認の遺伝子組換え食品の流通防止と表示の適正化を進める必要があります。

また、消費者の選択の幅を広げるため、国産の非遺伝子組換え食品を望む消費者の声に応えた県内生産体制の整備が必要とされています。

#### < 消費者の選択の幅を広げる県内生産体制の整備 >

日本に輸入される大豆の大半が遺伝子組換え食品であるという現状の中で、非遺伝子組換え大豆であることが確実に保証できる生産体制の整備を支援します。(安全・安心ぎふ大豆生産確保事業)

- ・ 生産に使用する種子について、非遺伝子組換え大豆であることを(社)岐阜県米麦改良協会において検査確認する体制整備
- ・ 非遺伝子組換え大豆である表示票を添付して大豆生産者へ種子を販売する体制整備

#### < 適切な流通販売の確保 >

食品製造施設に立入し、原材料の遺伝子組換え食品の使用の有無、製造証明書(IPホドリング証明書等)の確認を行います。

県内に流通する食品を対象に遺伝子組換え食品検査を行うことにより、安全性未審査の遺伝子組換え食品の流通を防止するとともに、表示検査を実施し、消費者が正しく食品の選択ができるよう適正表示の徹底を図ります。

## 関係者の役割

行 政	<p>&lt; 生産対策 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内で生産された大豆種子について、遺伝子組換え検査と表示票添付に要する経費の一部を助成する。</li> <li>・ 遺伝子組換え大豆が県内で栽培されないよう情報収集を行う。</li> </ul> <p>&lt; 流通販売対策 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査の実施と検査結果の公表を行う。</li> <li>・ 基準に違反する食品の排除、違反原因の究明を行う。</li> <li>・ 不適正表示食品の排除に努める。</li> </ul>
食品関連事業者	<p>&lt; 大豆生産者 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺伝子組換えでない種子を使用する。</li> </ul> <p>&lt; 食品の製造・流通販売業者 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査用食品の提供と製造流通等に関する記録の提供を行う。</li> <li>・ 安全な食品の生産、流通、販売を行う。</li> <li>・ 適正表示の徹底に努める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺伝子組換え食品に関する知識習得に努める。</li> <li>・ 検査結果に基づく食品に対する正しい評価を行う。</li> <li>・ 自らの判断基準に基づいて食品を選択する。</li> </ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査	1 回	1 回	1 回
市場流通食品の遺伝子組換え検査	30 件	30 件	30 件

## 遺伝子組換え食品の表示

### ●表示の仕組み

名称	〇〇〇
原材料	大豆（遺伝子組換え不分別）
内容量	300g
消費期限	〇年〇月〇日
保存方法	直射日光、10℃以下に保存
製造者	〇〇食品株式会社 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇



表示は商品ラベルの原材料名のところに書いてあります。

・「遺伝子組換え」	強制表示	遺伝子組換え農作物を使っている
・「遺伝子組換え不分別」	強制表示	遺伝子組換え農作物を使っている可能性がある
・「遺伝子組換えでない」 ・何も表示がないもの	任意表示	IPハンドリングされた非遺伝子組換え原料を使っている

## アクション11 食品添加物の検査と適正使用の推進

### 目 的

食品添加物が適切な用途と使用量で使用され、使用した食品に正しく表示されていることを検証し、安全な食品の流通を図ります。

### 現状・課題

食品添加物を使用する場合には、使用できる食品の範囲や使用量を守り、使用した全ての添加物について表示することが義務付けられています。しかし、不適切な使用方法や製造者の不注意などによる使用基準違反や表示違反がしばしば発生しています。

また、近年、添加物製造施設において食品衛生法上認められていない物質を使用し香料を製造していたことが判明し、添加物の安全性が危惧され、消費者の食品に対する不信感・不安感が広がっています。

### 対 策

食品製造施設に対し立入調査を行い、食品及び原材料の食品添加物の使用実態を調査し、必要に応じて収去検査を行うことにより食品添加物の適正な使用及び表示を指導します。

輸入食品についても食品添加物の検査を実施し、安全な食品の流通に努めます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品製造施設に対して食品添加物適正使用の指導を行う。</li> <li>市場に流通する食品の食品添加物の検査と検査結果の公表を行う。</li> <li>基準に違反する食品の排除と違反原因の究明を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の実施する調査や検査に協力する。</li> <li>食品添加物の適正使用・適正表示に努める。</li> <li>食品添加物に対する知識の習得に努める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品添加物に対する知識の習得に努める。</li> <li>検査結果に基づく食品に対する正しい評価を行う。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
保存料、着色料等の検査	1,800 項目	1,900 項目	2,000 項目

## アクション12 畜産物中の残留動物用医薬品等の検査

### 目 的

畜産物の安全性を検査により科学的に確認し、県民に安全な畜産物を供給します。

### 現状・課題

### 対 策

動物用医薬品の家畜への利用については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令で投与方法等が定められていますが、動物用医薬品の不適切な管理・使用により、残留事例が散見されています。このことは、消費者の食の安全性に対する不信感を募らせるとともに、抗生物質の効かない耐性菌の出現を引き起こす原因ともなり、将来的に人や家畜の健康を脅かす可能性があります。

このため、生産段階の検査によって、動物医薬品の適正使用等についての生産者の意識をより高めるとともに、流通販売段階の検査により残留基準を超えた畜産物の流通防止を図る必要があります。

#### < 生産段階の検査 >

生産段階での検査が可能な卵、鶏肉及びハチミツについて、出荷前の検査を実施します。

検査結果を基に、生産者への動物医薬品等の適正使用の指導を実施します。

#### < 流通販売段階の検査 >

県内でと畜又は食鳥処理された食肉と県内を流通している輸入食肉中の動物用医薬品の残留について検査を実施します。

検査結果に基づいて、違反食品を排除するとともに違反原因を明らかにして再発の防止に努めます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者に対し、適切な動物用医薬品の管理・使用に対する意識向上を図る。</li> <li>・ 生産段階及び流通販売段階での残留動物用医薬品検査を実施し、検査結果を公表する。</li> <li>・ 基準に違反する食品の排除と違反原因の究明を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt; 生産者 &gt;</li> <li>・ 動物用医薬品の適切な管理・使用を行う。</li> <li>&lt; 診療獣医師 &gt;</li> <li>・ 動物用医薬品の使用時の生産者への適切な指導を行う。</li> <li>&lt; 流通販売業者等 &gt;</li> <li>・ 検査を行う畜産物の提供など、県の実施する検査に協力する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産物生産に関する正しい知識の習得に努める。</li> <li>・ 検査結果に基づく食品に対する正しい評価を行う。</li> </ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
生産段階の残留動物用医薬品等の検査	卵 2 回 ( 50 検体 )	卵 2 回 ( 50 検体 )	卵 2 回 ( 50 検体 )
	ハチミツ 2 回 ( 50 検体 )	ハチミツ 2 回 ( 50 検体 )	ハチミツ 2 回 ( 50 検体 )
	鶏肉 1 回 ( 25 検体 )	鶏肉 1 回 ( 25 検体 )	鶏肉 1 回 ( 25 検体 )
県内産畜産物の動物用医薬品等残留基準超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ
流通段階の残留動物用医薬品等の検査	牛肉、豚肉、鶏肉 計 260 個体	牛肉、豚肉、鶏肉 計 280 個体	牛肉、豚肉、鶏肉 計 300 個体

### 抗生物質と薬剤耐性菌

細菌が原因でおきる人や動物の感染症の治療には、ペニシリンやテトラサイクリンなどの抗生物質がよく使用されます。そういう意味で、抗生物質は私たちにとって非常に有用な薬と言えます。

ところが、抗生物質を使いすぎると、細菌の中に抗生物質に対する抵抗力をもつものが現れることがあります。院内感染などで、社会問題化したMRSA(メチシリン耐性黄色ブドウ球菌)が有名です。

抗生物質の効かないこうした薬剤耐性菌を作らないため、言い換えれば抗生物質の有効性を守るためにも、安易な抗生物質の使用は慎まなければなりません。

このため、畜産の分野でも抗生物質に頼らない生産をめざしています。



## アクション13 無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導

### 目 的

健康食品のうち無承認無許可医薬品に該当する製品による健康被害の未然防止を図ります。

### 現状・課題

健康食品の一部には、医薬品成分を含有したり、医薬品のような効能効果を標ぼうする無承認無許可医薬品に該当するものがあります。近年、これらの製品の摂取による健康被害事例が多数発生しています。また、医薬品まがいの健康食品の広告宣伝を過剰に信用することで適正な医療の機会を失い、結果として病気を悪化させるなどの間接的な被害事例も後を絶ちません。

県では、無承認無許可医薬品を販売したり、広告宣伝を行っている事業者等に対して薬事法に基づく指導を行ってきましたが、今後さらに、事業者に対する指導を徹底するとともに、県民に対し健康食品の正しい知識を普及することにより、無償人無許可医薬品を原因とする危害の発生防止を図る必要があります。

### 対 策

県内に流通している健康食品を買い上げ、製品中の医薬品成分の分析検査等を実施し、健康被害につながる恐れがある無承認無許可医薬品の市場からの排除に努めます。

健康食品を製造・販売する事業者向けに法令講習会を開催したり、監視指導を継続的に実施することにより、薬事法やその他の関係法令の知識を伝達し、薬事法違反等の不適正事例の未然防止を図ります。

県民向けの講座の開催や啓発資料の配布などにより、健康食品を利用するときの選択や判断の一助となるよう正しい知識の普及啓発に努めます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>健康食品による健康被害等に関する積極的な情報の収集と提供を行う。</li><li>関係事業者の指導や検査の実施により、無承認無許可医薬品に該当する製品の排除に努める。</li></ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>薬事法等の関係法令の知識の向上に努める。</li><li>消費者に正しい情報提供を行う。</li></ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"><li>健康食品による健康被害等の情報収集に努める。</li><li>食品や医薬品に対する正しい知識の習得に努める。</li></ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
健康食品の買い上げ検査	11 品目	20 品目	20 品目
業者法令講習会	3 回 延べ参加者 200 人	3 回 延べ参加者 200 人	3 回 延べ参加者 200 人
県民向け講座	-	11 回 延べ参加者 500 人	11 回 延べ参加者 500 人

### 健康食品とは？

近年、いわゆる「サプリメント」等、「健康食品」と呼ばれる商品が多数出回っています。では、「健康食品」とはどのようなものでしょうか。

一般的には、「健康食品」とは、通常の食品に比べてその成分に特徴があり、健康維持などの目的や効果を期待して使用される食品のことをいいます。しかし、法律上は、私たちの口に入るものは、「食品」か「医薬品」のどちらかに分類され、「健康食品」という分類はありません。

したがって「健康食品」といっても、あくまでも食品の一部であり、医薬品的な効果効果を期待することはできません。医薬品的な効果効果をうたって食品の販売等を行うと、薬事法に抵触することになります。また、健康の保持増進の効果等に関して、「著しく事実に相違する」、「著しく人を誤認させる」ような広告等の表示をすることは、健康増進法に抵触するおそれがあります。

「健康食品」を摂る際には、まず通常の食事を基本とし、足りない栄養素等を補うという考え方で選ぶことが大切です。また、選択に迷ったら「薬食同源情報サロン」などで専門家に相談しましょう。



## アクション14 食品表示の監視指導

### 目 的

県民が安心して食品を選択できるよう食品表示の適正化を図ります。

### 現状・課題

食品表示は関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑であるため、表示をする事業者が関連する全ての法令を十分に理解しなければ、適正な表示をすることはできません。そのため、消費者にとって極めて身近で重要な問題である食品表示が適切に行われるよう食品関連事業者に対する重点的な監視指導の必要があります。

しかし、これまでの監視指導においては、関連する担当部局ごとに実施体制や方法が異なるなど、事業者にとっては理解が得られにくい面がありました。

今後は、さらに関係部局の連携を深め、事業者に対する統一的な監視指導を実施していく必要があります。



### 対 策

#### < 関係部局の協働事業 >

「食品表示適正化強化月間」を設定し、関係各部局が合同で食品関連事業者に対する監視指導を実施します。

食品関連事業者に対する食品表示合同研修会を実施します。

関係法令を網羅した統一的な食品表示ハンドブックを作成し、表示指導に活用します。

事業者等からの個別相談に対しては、関係部局間の連携を密にして、相談者に負担がかからないよう総括的に回答します。

#### < 各部局単位の立入調査 >

食品製造施設に対しては、特に食品添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え食品等について、使用原材料の点検、製造工程の確認、意図せずに混入する恐れがないか等を確認し、適正な表示についての指導を行います。

また、特定保健用食品製造施設に対しては、厚生労働省に許可を受けた内容どおり製造、表示がされているか確認し指導します。

流通販売施設に対しては、農産物等の原産地表示が適正に実施されているか、また表示違反の加工食品等が販売されていないか確認し指導を行います。

## 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部局合同による監視指導体制を整備する。</li> <li>・食品製造及び販売施設への立入検査を実施する。</li> <li>・食品表示に関する講習会を実施する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱い食品の表示の確認と適正表示を行う。</li> <li>・講習会等に積極的に参加し、食品表示に関する知識の習得に努める。</li> <li>・県の実施する監視指導に対し積極的に協力する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の表示に関する知識の習得に努める。</li> </ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
食品表示適正強化月間	0 回	2 回	2 回
各部局合同表示講習会	0 回	5 回	5 回
各部局合同表示監視指導	0 件	500 件	500 件
「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	-	100 %	100 %
「食品衛生監視指導計画」中の収去検査達成率	-	100 %	100 %
健康増進法に基づく特定保健用食品製造施設の立入検査	1 施設 1 回	1 施設 1 回	1 施設 1 回
JAS法に基づく流通販売施設等の立入検査	4,386 件 (実体把握立入)	1,500 件 (重点立入)	1,500 件 (重点立入)

## 保健機能食品（特定保健用食品・栄養機能食品）とは？

### 特定保健用食品

からだの生理的な機能を良好に維持したり改善する有益な成分を含んでおり、食品ごとに個別に審査を受けて厚生労働省の許可又は承認を受けた食品のことをいいます。

「お腹の調子を整える食品」、「血圧が高めの人に適する食品」、「虫歯の原因になりにくい食品」などがあり、許可を受けた食品には、許可を受けた内容とともに、右のようなマークが表示されています。



### 栄養機能食品

高齢化や食生活の乱れなどにより、通常の食生活を行うことが難しく、1日に必要な栄養成分を摂れない場合に、その補給・補完のために利用する食品のことをいいます。

ビタミンA、Cなど12種類のビタミン類とカルシウム、鉄など5種類のミネラルについて、含有量と表示の基準を満たせば、個別審査なしであらかじめ決められた栄養機能表示（「ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。」等）をすることができます。

## アクション15 食品表示岐阜モデルの構築と普及

### 目 的

正確な情報提供とともに、消費者が安心感して購入できる生産者の顔が見える食品表示を推進します。

### 現状・課題

近年、食肉の産地偽装表示事件や食品へのアレルギー物質の未表示事件など様々な食品表示に係わる事件が次々と発生しました。これらの食品表示に関する事件の多発は、食品の安全性や品質に対する消費者の信頼感の崩壊を招きました。

消費者が安心して食品を購入するためには、法に基づく正しい食品表示を徹底するとともに、生産者の安全な食品の生産に向けての取組みや生産に関する情報を確認できる顔が見える食品表示を行うことが求められています。

このため、消費者に安心感を提供できる県独自の食品表示システムを構築し、食品に対する安心感の向上に努める必要があります。

### 対 策

「顔が見える関係」を確立するため、生産者、食品関連事業者、県が協働して小売段階におけるPOP広告やインターネットなどを活用した情報提供を行うシステム（食品表示岐阜モデル）の構築を進めます。

当システムへの参加者を増やすとともに県民へのPRの普及に努めます。

### 表示岐阜モデルとは？

このシステムは、県内で生産される農産物について、消費者の安心感を得るために生産者、流通業者、小売店及び県が協働して実施する岐阜県独自の食品表示システムです。

システムの構成は、次のとおりです。

それぞれの関係者がもっている情報を提供し合い、ホームページを通じて公開します。

< 役 割 >

生 産 者：栽培記録（農薬・肥料の使用状況）

生産者団体：生産指導、情報公開

県：食品の安全性の確認

小売り段階におけるPOP（購買時点）広告を活用した情報提供が有効であることから、生産者の顔や生産情報等を使用した生産者の顔が見えるPOP作成を支援します。

## 関係者の役割

行 政	・「生産者の顔」が見える表示制度（表示岐阜モデル）の構築と普及を行う。
食品関連事業者	・表示岐阜モデルに積極的に参加する。 ・消費者に対する正しい情報提供を行う。
消 費 者	・農林水産物やその生産に対する理解を深める。 ・表示岐阜モデルに対する理解を深める。

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
食品表示岐阜モデルの表示店舗数	-	25 店舗	50 店舗

## アクション16 食品表示ウォッチャーの活用

### 目 的

日常の購買行動を通じて食品の表示状況を確認し、その結果を定期的に報告していただく「食品表示ウォッチャー」を配置し、食品表示の適正化を推進します。

### 現状・課題

県民参加による食品の適正表示を推進するため、現在、県下100名の食品表示ウォッチャーを配置（平成14年度以前の旧市町村ごとに1名 岐阜市のみ2名）しています。

食品表示ウォッチャーには、毎月2店舗について食品表示の状況を確認し、その結果を県へ報告していただいています。報告から食品表示が不備な店舗があれば、検査員（県職員）が店舗に行き改善指導と表示制度の普及を行っています。

しかし、中山間地域においては店舗数が少ないことから、同じ店舗を対象としがちになり、逆に都市部においては確認しきれない店舗が多数あるなどの問題があります。そのため、幅広い店舗で表示が確認できるよう食品表示ウォッチャーの人数を増やすとともに店舗数に応じた適正な配置を行う必要があります。

### 対 策

食品表示ウォッチャーを公募して人数も増やし、店舗数に応じた配置を行います。

食品表示ウォッチャーによる表示確認の結果を公表し、食品関連事業者や県民の食品表示ウォッチャー制度に対する理解と食品表示に対する意識向上を図ります。



### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品表示ウォッチャーの公募と適正配置を行う。</li><li>・ウォッチャーの表示確認結果を定期的に公表する。</li></ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・県の施策への理解と積極的な協力を行う。</li><li>・県民が安心して食品選択ができるよう適正表示をする。</li></ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品表示に関する知識の習得に努める。</li><li>・食品表示ウォッチャーに応募したり、県に対し積極的な情報提供をするよう努める。</li></ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
食品表示ウォッチャー数	100 人	130 人	130 人

### 食品表示ウォッチャーとは？

食品の表示に対する県民の不信感を取り除くため、消費者等に日常の購買行動等を通じた食品の表示状況を確認していただき、その状況を定期的に県へ報告いただいている方です。

全国には、国から委嘱された「中央食品表示ウォッチャー」が500名程度と、全国41都府県から委嘱され、それぞれの県内で活動する「食品表示ウォッチャー」3,760名がいます。岐阜県には100名の食品表示ウォッチャーが1年の任期で活動をしています。

岐阜県食品表示ウォッチャーは、満20歳以上であること、県内在住であること、県が実施する食品表示に関する研修を受けることが可能であることを基準に委嘱されています。



## アクション17 消費者と生産者との交流の推進

### 目 的

消費者と生産者との交流によって相互の信頼関係を深めることにより県民の食に対する安心感の向上を図ります。

### 現状・課題

BSEの発生、食肉の偽装表示事件、中国産輸入野菜の残留基準違反、無登録農薬の使用などの事件等が多発する中で、誰がどこでどのように生産したかが分からないと不安であるという消費者意識が今まで以上に高まっています。

また、生産者にとっては、消費者が何を望んでいるのかを把握し、時代のニーズに応じた食品生産を行うことが必要となっています。

このため、消費者と生産者、双方の顔が見える関係を築き、お互いの理解のもと安全・安心・健康な食品の生産と消費を進めるため、消費者と生産者との交流を推進する必要があります。

### 対 策

消費者による生産現場の視察、農作業体験、生産者との意見交換等により生産者の取組みに対する理解の促進を図ります。また、県が直接実施するもののほか、食品関連事業者や消費者団体などが実施する同様の趣旨の事業に対し、積極的な協力支援を行います。

アンケート調査により消費者ニーズを把握分析するとともに、調査結果を生産者の食品生産等に反映させます。

安全・安心・健康な県産農産物の生産者による消費者への直接対面販売を実施します。

### 数値目標等

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種施策により消費者と生産者の交流事業を推進する。</li> <li>食品関連事業者や消費者団体等が実施する交流事業に対する協力、支援を行う。</li> <li>消費者ニーズの把握と生産者への情報提供を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者ニーズに対応した安全・安心・健康な食品の生産と供給に努める。</li> <li>生産・栽培履歴情報の提供や消費者との交流を通じて、安全・安心・健康な農産物のPRや相互理解を図る。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の生産、食の安全性等に関する正しい知識の習得に努める。</li> <li>生産者等との交流会へ積極的に参加し、意見を表明する。</li> </ul>

## 関係者の役割

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
ぎふクリーン農業の現地視察ツアー	3 回	3 回	3 回
食の安全セミナーによる農産物生産地・食品製造施設の視察	150 人	150 人	150 人
消費者に対するアンケート調査	延べ 500 人	延べ 500 人	延べ 500 人
農産物の対面販売の実施 (各種イベント時)	6 回	6 回	6 回



## アクション18 地産地消の推進

### 目 的

消費者と生産者の協働により、地域内で生産された新鮮な農産物を地域内で消費する地産地消を推進します。

### 現状・課題

岐阜県は豊かな自然環境など7つの恵みのもとで、各地域において四季折々に旬の魅力にあふれた農産物が生産されています。また、最近の食に対する安全・安心・健康志向の高まりを背景に、地元産で信頼できる新鮮な農産物への需要が高まってきています。

このため、消費者と生産者の相互理解を深め、地元で生産された農産物を地元で消費する「地産地消」を推進する必要があります。

### 対 策

朝市や直売所における県産農産物の販売を促進します。

県産農産物供給体制の整備により、学校給食や企業食堂等への県産農産物の利用拡大を推進します。

和食を基本とした料理例の提供や広報媒体の活用により、家庭や外食産業等への県産農産物の利用を推進します。

小中学校における学校農園の設置や地域における体験学習の機会を拡大するなど五感体験による食農教育を推進します。

地域固有の農産物を飛騨・美濃伝統野菜として認証し、調理方法も提供して県産農産物の普及を推進します。

県産農産物等を愛用する販売店又は飲食店を「県産品愛用推進宣言の店」として指定し、消費の拡大を推進します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝市や直売所における県産農産物の販売を促進する。</li> <li>・県産農産物の学校給食等への利用拡大を促進する。</li> <li>・県産農産物を利用した和食の普及を推進する。</li> <li>・食農教育を推進する。</li> <li>・飛騨・美濃伝統野菜等の利用を通じた県産農産物の普及を推進する。</li> </ul>
生 産 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者ニーズに対応した安全・安心・健康で旬で新鮮な農産物の生産・供給に努める。</li> <li>・生産・栽培履歴情報の提供や消費者との交流を通じて、県産農産物のPRや相互理解を図る。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭等での県産農産物の積極的な購入に努める。</li> <li>・県内名所、観光地訪問時に地域特産物の購入に努める。</li> <li>・地域おこしやイベントなどへ積極的に参加する。</li> </ul>

## 数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成15年度	平成18年度	平成20年度
朝市等設置数	248ヶ所	304ヶ所	304ヶ所
学校給食における米飯給食の回数	3.1回/週	3.5回/週	3.7回/週
学校給食における県内産野菜の利用量	700t/年	970t/年	1,200t/年
学校農園設置数	小中学校 393校	小中学校全校	小中学校全校
飛騨・美濃伝統野菜の認証	21品目	30品目	30品目
県産品愛用推進宣言の店	112店舗	175店舗	225店舗

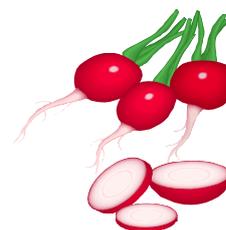
### 岐阜県が有する「7つの恵み」とは？

豊かな緑：森林面積全国第5位  
 きれいな水：長良川、木曾川、揖斐川  
 さんさん太陽：年間日照時間全国第6位  
 でっかい標高差：海拔0mから3,000mまで  
 日本まん真ん中：武儀町が国の人口重心  
 匠の技：飛騨の匠の技(木工・大工技能)  
 温かい人情：もてなしの心を持つ岐阜県民

### 飛騨・美濃伝統野菜とは？

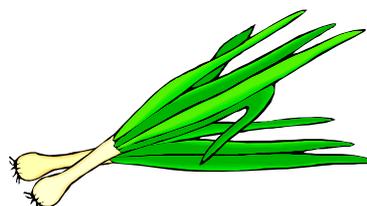
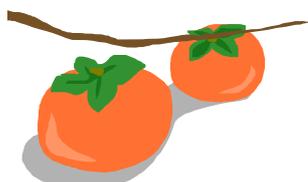
県内で古くから栽培されている特色ある野菜や果樹等で次の3要件を満たす品目を「飛騨・美濃伝統野菜」として平成14年度から認証しています。

岐阜県で主に栽培されていること  
 岐阜県の気候風土により特性がみられること  
 在来種であること



平成15年度現在、下記の21品目が認証されています。

あきしまさげ、あじめコショウ、きくいも、菊ごぼう、桑の木豆、沢あざみ、十六ささげ、千石豆、徳田ねぎ、西方いも、飛騨一本太ねぎ、飛騨紅かぶ、まくわうり、守口だいこん、わしみかぶら、蜂屋柿、瀬戸の筍、弘法いも、種蔵紅かぶ、半原かぼちゃ、伊自良大実柿



## アクション19 農産物トレーサビリティシステムの導入促進

### 目 的

食の安全と安心の確保のため、誰がどこでどのように生産し、どのような流通経路を経て消費へ至るのかを把握できるトレーサビリティシステムの導入を促進します。

### 現状・課題

消費者の食品に対する信頼が揺らぐ中で、生産・流通の履歴がはっきりとしたより確かな、安心できる食品を購入したいという消費者ニーズが高まっています。

また、食品関連事業者にとっても、食品事故などが発生した場合、その原因究明や問題となった食品の回収を適切に行うためのリスク管理の一貫としてトレーサビリティ導入に対する意識が高まっています。

このため、いわゆる「農場から食卓までの顔の見える関係づくり」を目指し、食品の生産から流通・小売り、消費までの情報を把握できる双方向性をもった情報伝達手段であるトレーサビリティシステムの導入を促進する必要があります。

### 対 策

#### (3) 対策

トレーサビリティシステム構築の前提には、生産者による生産履歴情報の記帳が必須のため、その取り組みを促進します。

トレーサビリティシステム構築に必要な情報関連機器の整備に対して支援しその導入を促進します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・トレーサビリティシステムに関する積極的な情報提供を行う。</li><li>・トレーサビリティシステム構築に必要な情報関連機器の導入を支援し、その構築を促進する。</li></ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・生産履歴情報、流通小売情報の記帳等に積極的に取り組む。</li><li>・トレーサビリティシステムの構築に積極的に取り組む。</li></ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・トレーサビリティシステムについての知識の向上に努める。</li><li>・食品関連事業者の食の安全確保に対する監視に努める。</li></ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
トレーサビリティシステムの構築	取組箇所 1 箇所	取組箇所 12 箇所	取組箇所 15 箇所

### トレーサビリティ(Traceability)とは？

英語のトレース (trace: 足跡を追うこと) とアビリティ (ability: できること) を組み合わせた造語で、「追跡可能性」という意味で使われています。つまり食品のトレーサビリティとは、農産物の栽培の段階から、流通、加工を経て消費者の口に入るまでのルートをたどることができるようにするシステムのことです。

農薬の使用状況などの農産物の生産履歴や製造・加工の方法、食品の流通経路に関する情報を記録保管し、積極的に提供することによって、トレーサビリティが可能になります。

#### < 生産・流通履歴情報の例 >

- ・ 農産物の種類・品種
- ・ 農薬などの使用状況
- ・ 原材料や製造加工の方法
- ・ 運搬・保管など流通中の取扱い状況

#### < 流通経路情報の例 >

- ・ 食品の仕入れ先・販売先 (食品ごとの識別番号を用いて情報を管理します。)



## アクション20 県民を対象とした講習会等の開催

### 目 的

消費者が食品に関する情報を正しく判断し賢く食品を選択できるよう、食品の安全性に関する知識を普及します。

### 現状・課題

食の安全性に係わる事件が相次いで発生し、消費者の食品に対する不信感が増大してきました。この背景には、事件そのものの影響以外に、マスコミ等の情報が氾濫する中、消費者がこれらの情報を正しく判断できなかったことも要因の一つと考えられます。また、消費者が求める正確な情報が、消費者が必要とするときに十分伝わらなかったことも挙げられます。

こうしたことから、残留農薬、食品添加物、食品表示や食中毒など消費者が関心の高い食品の安全性に関する情報を、あらゆる機会を捉え消費者に提供していく必要があります。

### 対 策

県民に対して食品の安全性に関する知識、情報を提供するため、県民を対象とした講習会等を積極的に開催します。

消費者（団体、グループ等）や市町村が開催する食品の安全性に関する講習会等に対して講師の紹介や職員の派遣等を行います。

次代を担う子供たちに食品に関する正しい知識を伝え、確かな選択眼を持った消費者を育成するため、「食品衛生教室」を開催するなど子供への教育の充実を図ります。



### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・講習会等による県民への情報提供を行う。</li><li>・食品の安全性に関する情報の収集と関係部局の情報の共有化を図る。</li><li>・地域住民等が開催する講習会等を積極的に支援する。</li></ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品の安全性に関する知識の習得に努める。</li></ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品の安全性に関する知識の習得に努める</li><li>・各種講習会等に積極的に参加する。</li><li>・講習会等で得られた情報や知識を地域社会で伝達する。</li></ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
食の安全セミナー	150 人	150 人	150 人
食品衛生教室	延べ 9 中学校	22 中学校	22 中学校
無承認無許可医薬品に該当する健康食品講座	-	11 回 延べ参加者 500 人	11 回 延べ参加者 500 人
食品表示等に関する研修会	1 回	5 回	5 回
県職員出前トーク	要請ある都度	要請ある都度	要請ある都度
消費生活出前講座	要請ある都度	要請ある都度	要請ある都度

### 県職員出前トークとは？

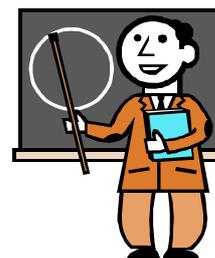
県民の皆さんが知りたいと思われること、学習したいことについて、「夢情報集配人」となった県職員が直接皆さんのもとにお伺いしてお話しさせていただく制度です。

「健康・医療」、「教育・文化・スポーツ」、「環境」、「農林業」など19のテーマごとにお聞きになりたい情報と講師を選ぶことができます。町内会や企業などの民間団体など概ね20人以上の方が集まる会合であれば、お申し込みいただくことができます。

食品に関する内容としては、「食中毒の予防」、「残留農薬や食品添加物」、「ぎふクリーン農業の推進」、「農産物の流通の仕組み」などがありますので、気軽にお申し込みください。

詳しいことは、県のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.gifu.jp/s11103/demae>



## アクション21 ホームページ・広報資料等による情報提供

### 目 的

消費者に対し、各種媒体を通じ食品の安全に関する情報提供を行い、消費者の食品に対する安心感の向上を図ります。

### 現状・課題

県が蓄積している食品の安全性に関する情報については、関係部署のホームページへの掲載やパンフレット、県広報誌や関係部局の業務概要冊子等により県民に対して提供しています。しかし、質、量、迅速性ともまだまだ十分とは言えない面があります。

食品の安全性に関する情報や、県の実施している施策などについて、県民の視点に立って情報を整理し、わかりやすく迅速な広報を実施することが重要です。

また、積極的な情報提供・情報公開を通じ、施策に関する透明性と信頼感の向上を図ることが必要です。

### 対 策

毎年度ごとに県の実施した食品安全確保に関する施策について、その概要と結果をとりまとめ公表します。

全国都道府県の食品安全に関する連絡組織である「全国食品安全自治ネットワーク」や国とも連携し、国内外の情報の積極的な収集、整理を行います。

食品の生産から消費に至る食品の安全性に関する総合的な情報発信の窓口として、関連部局における取組みや情報が一同に確認できるよう、ホームページ「岐阜県食品安全情報」の内容を一層充実します。

パンフレットなど広報資料の作成にあたっては、その内容、作成数、配布方法などを考慮し、一層わかりやすい広報に努めます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県の実施した施策の概要と結果の公表を行う。</li><li>・ 国及び他自治体と連携した国内外の情報の収集・整理を行う。</li><li>・ 各種広報媒体を活用し、わかりやすく迅速な情報提供を行う。</li></ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食品の安全性に関する情報の収集を行う。</li><li>・ 食品の安全性の確保に関する自らの取組みについて積極的な情報発信に努める。</li></ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食品の安全性に関する知識の習得に努める。</li><li>・ 知識や情報に基づく食品に対する正しい評価を行う。</li></ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
食品安全基本条例に基づく施策の概要と結果公表	-	1 回	1 回
「岐阜県食品安全情報」と関係部局のホームページのリンク率	10%以下	100 %	100 %

### 全国食品安全自治ネットワークとは？

食品の安全確保に関して、これまでの縦割り行政的な弊害をなくし、「農場から食卓までの安全確保」を新たな行政課題として、様々な取組みが全国の都道府県で行われています。そうした中で、平成14年度に群馬県、岐阜県、佐賀県が全国に呼びかけて結成した「知恵と情報のネットワーク」が、「全国食品安全自治ネットワーク」です。

それぞれの都道府県が共通して持っている課題についての情報交換や、国への共同要望を行うなど、従来のような国がリードする会議形式ではなく、各自治体による自発的な運営が行われています。



## アクション22 食品に関する相談窓口における個別相談

### 目 的

県民の食品や食品の安全性に関する県民の質問や相談に対し、適切な情報提供やアドバイスを行います。

### 現状・課題

情報化時代といわれる現在、県民や食品関連事業者は、食品や食品の安全性についての情報に接する機会も多くなっています。しかし、その一方で氾濫する情報に惑わされ、何を信用してよいのかわからず不安になっているという実態があります。

そのため、県民の食品に対する不安や疑問に対し、適切な情報提供や専門的アドバイスを行っていく必要があります。

### 対 策

「食の安全相談窓口」、「食品表示110番」などの相談窓口及び各関係機関に寄せられる県民からの相談に対して、県民がどの機関に相談しても一元的な対応ができるよう関係各部署が連携して迅速でわかりやすい回答を行える体制を整備します。より技術的な内容に関しては、試験研究機関が相談に応じていきます。

県民にとって身近な「かかりつけ薬局」を「薬食同源情報サロン」として整備し、健康食品や健康食材を中心とした相談やアドバイスなどを行う健康関連情報の受発信拠点として活用します。また、併せて薬食同源アドバイザーの養成と機能の向上を図ります。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民からの相談に対し、適切な情報提供、アドバイスを行う。</li> <li>・ 県民が相談しやすい窓口の整備を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品に関する正しい知識の習得に努める。</li> <li>・ 提供された情報やアドバイスを有効に活用する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品に関する正しい知識の習得に努める。</li> <li>・ 提供された情報やアドバイスを有効に活用する。</li> </ul>

### 数値目標等

目 的	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
相談窓口の一本化	体制未整備	一元的な回答をできる体制整備	一元的な回答をできる体制整備
薬食同源情報サロン設置数	166 か所	200 か所	300 か所

## アクション23 リスクコミュニケーションの推進

### 目 的

県の施策に対する県民の理解を深め 県民の意見に配慮した施策を実施します。

### 現状・課題

BSE の発生に端を発して相次いで発生した食品関連の事件により、県民の間には食品に対する不安とともに、行政に対する不信感が広がりました。このため、県民への正確で迅速な情報提供とともに、県民が何を望んでおり、それをどう施策に生かしていくのかが問われています。県では、これまでも、ホームページや広報資料などを活用した情報提供や、食品安全対策協議会を通じた県民意見の聴取に努めてきましたが、今後さらに、県民とのつながりを重視した取組みを行う必要があります。

### 対 策

引き続き食品安全対策協議会を開催し、消費者、食品関連事業者、学識者代表から県の実施する施策に関する意見を聴取し、提言内容を施策に反映していきます。

県の実施する施策に関する意見交換会やシンポジウムを開催し、施策についての十分な説明と意見聴取を行い、県民の意見に配慮した施策を実施します。

食品安全対策モニターを養成し、県民と県との情報窓口として、モニターへのアンケート調査、モニターが行う地域活動の支援、モニターからの情報提供など、双方向の情報交換を行っていきます。

食品安全対策モニター、食品表示ウォッチャー、くらしのモニターとの合同研修などを通じモニター間の有機的な結びつきを深め、より効果的なモニター活動を推進します。

ホームページ「岐阜県食品安全情報」により食品安全に関する情報提供を行うとともに、県の主要な施策等に関してパブリックコメントを実施します。

#### 「岐阜県食品安全情報」とは？

平成14年度から県食品安全対策室では、食品安全に関するトピックや食品の検査結果、不良食品等の発生状況などをホームページに掲載しています。

食品に関する最新の話題や岐阜県の食品安全に関する取組みなどをわかりやすく紹介するとともに、県民の皆さんからのご意見を広く募集しています。

アドレス：<http://www.pref.gifu.jp/s11222/syokuan/index.htm>

## 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全に関する積極的な情報提供を行う。</li> <li>・ 県の実施する施策について十分な説明を行う。</li> <li>・ 県民の意見を聴取する機会を設ける。</li> <li>・ 聴取した意見に配慮した施策を実施する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の施策に対して積極的に意見を表明するよう努める。</li> <li>・ 県の施策への理解と積極的な協力を行う。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全についての知識の習得に努める。</li> <li>・ 県の施策に対して積極的に意見を表明するよう努める。</li> </ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
食品安全対策協議会	3 回	3 回	3 回
意見交換会	-	5 回	5 回
シンポジウム	-	1 回	1 回
食品安全対策モニターの養成	-	300 人	500 人
各種県民モニターに対する合同アンケート調査	-	350 人	350 人



### リスクコミュニケーションとは？

食品安全について、行政が一方向的に情報提供を行うのではなく、そのリスク（危害）や対策などに関して、あらゆる情報を関係者が共有し、双方向のやり取りを通じ、共に考えていくことです。

食品安全基本法や県の食品安全基本条例の中には、このリスクコミュニケーションの考えが取り入れられており、県民の立場に立ったこれからの食品安全対策の基本となる考えです。



## アクション24 県民モニター活動を通じた県民意見の聴取

### 目 的

食品や食品の安全性に関する意見や情報を幅広く聴取し、県民の意見に配慮した県民参加型の食品安全行政を推進します。

### 現状・課題

県民が真に望む食品安全を実現するためには、県民が日常生活の中で何を感じ、何を望んでいるのかを草の根レベルで意見聴取していくことが必要です。そのため、各関係部局では、それぞれ個別の目的は異なるものの食品に関連する各種の県民モニター制度を設け、情報収集に努めています。

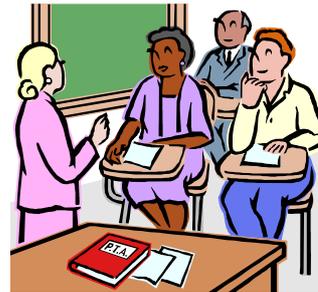
しかし、これらのモニター活動は、それぞれの部局単位でのみ行われており、相互に有機的な結びつきはありませんでした。

今後は、各部局が連携をもって、横断的な体制で、各モニター活動を一層充実させ、貴重な情報収集・提供源として有効に活用していく必要があります。

### 対 策

「くらしのモニター」、「消費者リーダー」、「食品表示ウォッチャー」、「食品安全対策モニター」の活動を推進し、幅広く県民からの意見、情報を収集し、食品の安全性確保に関する施策に有効活用します。

各モニターの合同研修会や共通アンケートの実施などを通じてモニター間の結びつきを深めると共に、各部局においてモニターから寄せられた意見、情報を共有化して有効活用を図っていきます。



### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県民モニター活動の充実化を図る。</li><li>・ 県民からの苦情相談・情報提供に迅速に対応する。</li><li>・ モニターに対し食品安全に関する積極的な情報提供を行う。</li></ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県民モニター制度を理解し、その活動に協力する。</li></ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食品安全について関心を持ち、知識の向上に努める。</li><li>・ 積極的な意見・情報の提供に努める。</li></ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
くらしのモニター数	各市町村ごと 1 名	各市町村ごと 1 名	各市町村ごと 1 名
消費者リーダー数	100 人	125 人	125 人
食品表示ウォッチャー数	100 人	130 人	130 人
食品安全対策モニター数	-	300 人	500 人
くらしのモニター・消費者リーダー講習会	1 回	1 回	1 回
食品表示ウォッチャー講習会	2 回	2 回	2 回
食品安全対策モニター講習会 (他のモニターとの合同開催)	-	5 回 (圏域 1 回)	5 回 (圏域 1 回)
くらしのモニター・消費者リーダーの活動報告	随 時 (意見要望等あれば2ヶ月に1回)	随 時 (意見要望等あれば2ヶ月に1回)	随 時 (意見要望等あれば2ヶ月に1回)
食品表示ウォッチャー活動報告	1 か月に 2 回	1 か月に 2 回	1 か月に 2 回
食品安全対策モニターの活動報告	-	随 時	随 時

## さまざまな県民モニター制度

### くらしのモニター

生活関連物資の価格・需給の安定に資するため、定期的に小売店を巡回して価格動向や需給動向を調査・監視していただいています。

### 消費者リーダー

消費者啓発・教育や消費者被害の拡大を未然に防ぐため、各地域で消費生活に関する情報 提供や簡単な消費生活相談に対応していただいています。

### 食品表示ウォッチャー

日常の購買行動の中で食品の表示が適切に行われているかを確認し、気づいたことを定期的に報告していただく制度です。

アクション17に詳しい記載がありますので、参考にしてください。

### 食品安全対策モニター

食品安全に関する様々な情報を提供していただく情報窓口として活動いただくとともに、地域社会における食品安全情報の伝達者、指導者としても活動をしていただく制度です。平成15年度からモニターの養成を始めて、平成16年度から活動を開始する新しい制度です。



## アクション25 食品の危機管理に関するマニュアルの整備

### 目的

危機管理体制を整備し、食品事故などによる県民の健康を脅かす健康危機に対して、迅速かつ的確に対応します。

### 現状・課題

食品流通の広域化、複雑化などにより食中毒を始めとする食品に関連する事故も、より大規模化、複雑化する傾向があり、また新興感染症の発生や毒物による事故など、予測困難な事態が発生する可能性もあります。

こうした事態にいち早く対応し、被害の拡大防止と原因究明を的確に実施するため、関係機関の連絡協力体制の整備、具体的な調査・対応の指針を作成し、不測の事態に備える必要があります。

現在、県では「健康危機管理の指針」、「食中毒調査マニュアル」、「食中毒検査マニュアル」、「毒物劇物中毒調査マニュアル」、「感染症対策マニュアル」を、また、各保健所ごとに「健康危機管理マニュアル」を作成し、その運用を図っています。

### 対策

健康危機に関する新しい知見や情勢の変化に対応して、マニュアルが常に有効に機能するよう必要に応じてマニュアルの改定を行います。

実際に健康被害等の事故が発生したときに、速やかに対応ができるよう関係職員に対するマニュアルの周知、技術向上のための研修会の開催等、人材の養成及び資質の向上を図ります。

### 関係者の役割

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康危機に関する各種マニュアルの適正運用と必要に応じた改定を行う。</li> <li>健康危機に関する情報収集と県民への情報提供を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品事故等の発生時に行政への協力をする。</li> </ul>
消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政への食品事故等に関する情報提供を行う。</li> </ul>

### 数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成15年度	平成18年度	平成20年度
マニュアルの整備	新たな知見や情勢の変化に迅速に対応	新たな知見や情勢の変化に迅速に対応	新たな知見や情勢の変化に迅速に対応
マニュアルの適正運用	関係職員へのマニュアルの周知徹底	関係職員へのマニュアルの周知徹底	関係職員へのマニュアルの周知徹底

## アクション26 食品緊急情報メールの普及と運用

### 目 的

食品関連事業者に対して、食品の安全性に関する情報を迅速に提供し、食品による健康被害の未然防止を図ります。

### 現状・課題

不良食品の回収や食中毒警報などの情報は、消費者保護のために食品関連事業者に迅速かつ正確に伝達される必要があります。

そこで、平成14年度から、食品安全に関して特に緊急性の高い情報を、県庁からeメールにより直接食品関連事業者に配信する食品緊急情報メールのシステムを立ち上げました。現在の主な配信先は、食品販売施設、市場、飲食店などで、商品管理、情報収集に役立てていただいています。

迅速で正確な情報提供により食品による危害の防止を一層推進するため、今後さらに幅広い食品関連事業者の方への普及を図る必要があります。

### 対 策

食品関連事業者に対する講習会などの機会を捉え、このシステムの有用性を周知し、広く配信希望者を募集します。

食品による危害防止に必要な情報は、このシステムによりいち早く食品関係事業者へ伝達するとともに、関係者がこの情報に基づいて適切な対応がとれるよう指導します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・本システムの有用性を広くPRし普及を図る。</li><li>・食品の安全性に関する情報の収集に努める。</li><li>・システムの適切な運用を図る。</li></ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品の安全性に関する情報の収集と提供に努める。</li><li>・得られた情報に基づいて被害防止に対する適切な対応を行う。</li></ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品の安全性に関する情報の収集と提供に努める。</li></ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成15年度	平成18年度	平成20年度
食品緊急情報メール登録者数	96件	160件	200件

## アクション27 安全な食品の生産技術等に関する調査研究

### 目 的

食品等の生産から消費に至る食品の安全性に関する課題に対して、科学的立場から調査研究を実施し、安心・安全・健康な食品の確保を推進します。

### 現状・課題

新規農薬の開発・使用、添加物の開発・使用など、食品等の利便性の追求に伴い、食品に関連する危害が多様化・複雑化しています。また、病原性大腸菌O-157、プリオンなど新たな危害が判明しています。

「食品の安全性」には、「絶対」はなく、リスクの存在を前提にそのリスクを制御する必要があります。また、安全・安心な食品の「安定供給」に関する課題も山積しています。こうした課題を解決するためには、県民、食品関係事業者、県が、それぞれの立場から科学的な根拠に基づく対策を講じることが重要です。

そのため、試験研究の体制の整備、研究者の養成等に努め、食品をとりまく状況の変化に迅速かつ的確に対応した研究開発の推進及びその成果の普及を図る必要があります。

### 対 策

県民の健康を守る戦略的な調査研究の推進

- ・ 高齢化社会、輸入食品の増加等、社会環境の変化に対応して、日常的に摂取する食品の安全性に関する調査研究を推進します。
  - ・ 安全・安心・健康な食品等を生産するための「ぎふクリーン農業」「有機農業」等の生産技術に関する調査研究を推進します。
- 専門的かつ高度な技術を要する試験・検査方法の開発
- ・ 食品衛生対策のための迅速かつ正確な試験・検査方法を開発します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食の安全に関する生活者の視点に立った研究開発を推進する。</li><li>・ 研究成果の有効活用・普及を推進する。</li></ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自社製品の「安全性」確保に関する調査研究を実施する。</li><li>・ 県の研究開発に対して積極的な意見表明と協力を努める。</li><li>・ 自社及び県の研究開発成果の積極的な活用を図る。</li></ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 食の安全に関する情報の収集と意見の表明を行う。</li></ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
研究成果発表会	試験研究機関毎 1 回	試験研究機関毎 1 回	試験研究機関毎 1 回
メールマガジン「アークぎふ」 の発信	月 1 回	月 1 回	月 1 回
地元企業・生産者等との協力 による特許等の戦略的实施	必要に応じ 随 時	必要に応じ 随 時	必要に応じ 随 時



## アクション28 食品の監視指導等に関する調査研究

### 目 的

食品の監視指導技術や検査手法の向上を図り、効率的な施策の実施に役立てます。

### 現状・課題

食品の監視指導技術や検査手法の向上など日常業務に直結した分野において、関係職員が自ら調査研究を行い、その成果を積極的に活用することは、食品の安全性の確保に関する施策をより効果的に実施するうえで非常に重要です。

したがって、関係職員の調査研究に対する積極的な取組みを推進し、その成果を普及するための機会を設け、有効活用を図る必要があります。

### 対 策

食中毒や不良食品の発生時の対応やその原因に関する科学的な解明、食品衛生営業施設に対する効率的な監視指導方法などについての調査研究を実施します。

と畜検査及び食鳥検査における診断技術向上、食肉関連施設の衛生管理の向上、食肉の細菌汚染や動物用医薬品の残留などに関する調査研究を実施します。

家畜の疾病の発生防止や発生時の対応、適切な使用管理の指導などに関する調査研究を実施します。

調査研究した成果について、県内外で積極的に発表するとともに、積極的に業務に活用します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全性確保に関する調査研究を行う。</li> <li>・研究成果の有効活用・普及を推進する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の安全性確保に関する積極的な意見表明を行う。</li> <li>・県の実施する調査研究に対する理解と協力を努める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の安全性確保に関する積極的な意見表明を行う。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
食品衛生監視員研修会	1 回	1 回	1 回
食肉衛生技術研修会	1 回	1 回	1 回
家畜保健衛生所業績発表会	1 回	1 回	1 回

## アクション29 食品の安全性確保に携わる行政関係職員の教育訓練

### 目 的

食品の安全確保に関する指導や助言などを専門的な立場から適切に実施するため、関係職員の知識や技術の向上を目指します。

### 現状・課題

食品関連業者や県民に対して食品の安全性の確保に関する適切な助言指導を行ったり、効率的な監視指導や食品の検査を実施するためには、関係職員が常に最新の知識や技術を習得し、専門性をもって業務を行う必要があります。

### 対 策

めまぐるしく変化する食品を取り巻く状況に適切に対応できるよう専門性をもった食品衛生監視員などの人材を確保し、継続的な教育訓練を行っていきます。

多岐にわたる食品表示関連法令を習得し、総合的な食品表示指導ができるよう食品表示関係部局が合同で、各担当職員に対する食品表示研修会を開催します。

食中毒の発生時の適切な対応や効率的な監視指導技術の向上を図るため、食品衛生監視員研修会、HACCP技術研修など、食品衛生監視員の経験年数や技術レベルに応じた計画的かつ段階的な教育訓練を実施します。

と畜検査及び食鳥検査の技術向上を図るため、食肉衛生技術研修会を開催します。

食品の細菌及び理化学検査に関する技術向上を図るため、保健所検査技術研修会を開催します。

家畜疾病の発生防止や発生時の対応、適切な使用管理の指導などに関する技術向上を図るため、家畜保健衛生所業績発表会を実施します。

畜産分野における疾病の発生時に備え、家畜衛生地理情報システムを整備するとともに関係職員の研修を行い、防疫活動の迅速化を図ります。

国等で開催する各種の技術講習会に積極的に職員を参加させます。

### 関係者の役割

行 政	・研修会開催により、関係職員の資質の向上に努める。 ・国や各種団体等の実施する研修会に積極的に参加する。
食品関連事業者	—
消 費 者	—

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
食品表示研修会	1 回	1 回	1 回
食品衛生監視員研修会	1 回	1 回	1 回
保健所検査担当者研修会	1 回	1 回	1 回
食肉衛生技術研修会	1 回	1 回	1 回
家畜保健衛生所業績発表会	1 回	1 回	1 回
家畜衛生地理情報システム研修会	3 回	3 回	3 回
動物薬事研修会	1 回	1 回	1 回

### 家畜衛生地理情報システムとは？

家畜伝染病の発生時には、被害の拡大を防ぐため、的確に状況を把握し、初期の段階で迅速な対応を行う必要があります。そのため、平常時から県内の家畜の飼養状況を把握しておくことは、非常に重要です。

このシステムでは、家畜の飼養農家や飼養されている家畜の頭数を事前にコンピュータに入力しておくことにより、家畜伝染病が発生した場合に、コンピュータ上に表示された地図上で、発生農家周辺の家畜の飼養状況が瞬時に把握することができます。

システムの適切な運用を図るため、最新のデータの入力、関係職員の研修などを行い、初動防疫体制の整備を図っています。



## アクション30 自主的な活動を行う指導者の育成と支援

### 目 的

自主的な活動を行う指導者の育成支援を行い、食品関連事業者による食品安全確保に関する取組みを促進します。

### 現状・課題

食品の安全確保を推進する上で、食品関連事業者自らが、食品の生産から販売に至る各段階において安全対策を講ずることが最も重要です。

食品を取り巻く状況は、食品の生産技術の高度化、食品の多様化、更には食品流通の広域化、輸入食品の増加など、めまぐるしく変化し続けており、食品関連事業者は時代のニーズに対応した新しい知識や技術を習得することが必要です。

県としては、そうした食品関連事業者の自主的な取組みを効果的に推進するために、関連業界における指導者の養成とその活動の支援を継続的に行っていく必要があります。

### 対 策

農薬販売業者、防除業者、ゴルフ場における適正な農薬管理の徹底を図るために、農薬管理指導士の育成とその配置を推進します。

食品衛生関係団体である（社）岐阜県食品衛生協会が実施している食品衛生指導員の養成事業を支援し、食品衛生に係る最新情報の提供、食品衛生指導員が実施する食品営業施設の巡回指導に対するアドバイスなどを行います。

食品の製造業者、農産物加工団体などに対し、工程管理、品質管理を中心に最新の研究成果や技術を生かした技術指導を行います。また、企業等からの技術指導の要請に積極的に対応し、現地指導や研修生の受入れを行います。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・指導者の養成や活動に対し、技術指導、情報提供を行う。</li><li>・消費者や食品関連業界のニーズの把握に応じた技術や情報の収集・提供を行う。</li></ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・関連業界における積極的な指導者の養成と活動を行う。</li><li>・食品安全に関与する技術、知識の積極的な習得に努める。</li></ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品関連事業者の行う食品の安全性確保に関する取組みを正しく理解するよう努める。</li></ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度
農薬管理指導士の配置			
農薬販売店	337 人	850 人	1,400 人
防除業者	213 人	280 人	350 人
食品衛生指導員による食品営業施設の巡回指導	60,000 件	60,000 件	60,000 件
試験研究機関による巡回指導	20 回	20 回	20 回
試験研究機関への研修生の受入れ	必要に応じ 随 時	必要に応じ 随 時	必要に応じ 随 時

## 目標数値等一覧

アクション名		項目	現状値	中間目標値	最終目標値	担当課室等
			平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度	
A1	ぎふクリーン農業の推進	生産登録面積	3,734ha	7,500ha	10,000ha	農林水産政策室
		農産物の供給体制	販売店舗数 241 店舗	販売店舗数 400 店舗	いつでもどこでも 購入可能	
A2	農薬の適正使用等の徹底	農薬販売店への立入検査	全販売店 (1,374 店)	全販売店 (約 1,400 店)	全販売店 (約 1,400 店)	水田営農振興室
		農薬管理指導士の配置				
		農薬販売店	337 人	850 人	1,400 人	
		防除業者	213 人	280 人	350 人	
		無登録農薬の販売	ゼロ	ゼロ	ゼロ	
		無登録農薬の使用	ゼロ	ゼロ	ゼロ	
県内産農産物の残留農薬 基準超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ			
		農薬削減技術の普及 (ぎふクリーン農業登録面積)	3,734ha	7,500ha	10,000ha	
A3	動物用医薬品の適正使用の徹底	動物用医薬品一般販売業者への立入検査	立入販売店数 (40 店)	立入販売店数 (45 店)	立入販売店数 (50 店)	畜産振興室
		診療獣医師に対する巡回指導	1 回	1 回	1 回	
		県内産畜産物の動物用医薬品残留基準超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ	
		飼養衛生管理技術の普及 (マニュアル作成普及)	-	普及率 80%	普及率 100%	
A4	食品製造施設における自主管理体制の推進	食品衛生責任者養成講習会	15 回	15 回	15 回	生活衛生課
		食品衛生責任者再教育講習会	130 回	130 回	130 回	
A5	食品製造施設に対する監視指導	「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	-	100 %	100 %	生活衛生課
A6	食中毒の予防対策	食品衛生責任者養成講習会	15 回	15 回	15 回	生活衛生課
		食品衛生責任者再教育講習会	130 回	130 回	130 回	
		「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	-	100 %	100 %	

アクション名		項目	現状値	中間目標値	最終目標値	担当課室等
			平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度	
A7	農産物の残留農薬の検査	県内産農産物の残留農薬基準超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ	水田営農振興室
		自主検査体制の整備	簡易残留農薬分析機器設置箇所 13 か所	簡易残留農薬分析機器設置箇所 13 か所 残留農薬多成分一斉分析施設整備 1 か所	簡易残留農薬分析機器設置箇所 13 か所	
		流通段階の検査数	60 食品	80 食品	100 食品	
A8	牛海綿状脳症 (BSE) の検査	と畜場に搬入される牛の BSE 検査	全頭	全頭	全頭	生活衛生課
		24 ヶ月齢以上の死亡牛の BSE 検査	12 月より全頭検査実施 (321 頭)	全頭	全頭	畜産振興室
A9	食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握	ダライソ類の環境基準超過件数 (大気、水質 (河川・地下水)、土壌、河川底質)	ゼロ 調査件数 117 件	ゼロ	ゼロ	大気環境室 水田営農振興室
		あゆのダライソ類実態調査	あゆ漁場主要河川 10 河川	あゆ魚場主要河川 10 河川	あゆ魚場主要河川 10 河川	水産振興室
		主要農作物中のダライソ類のモニタリング調査	・実態が把握され、耐容 1 日摂取量と比較して問題ないこと ・主要作物 14 か所調査	・実態が把握され、耐容 1 日摂取量と比較して問題ないこと ・主要作物 15 か所調査	・実態が把握され、耐容 1 日摂取量と比較して問題ないこと ・主要作物 15 か所調査	水田営農振興室
		主要農作物中のカドミウム、鉛、ヒ素の実態調査	-	9 作物	9 作物	
		重金属や硝酸塩等の有害物質のリスク管理された栽培面積の拡大 (ぎふクリーン農業登録面積)	3,734ha	7,500ha	10,000ha	
A10	遺伝子組換え食品の検査	県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査	1 回	1 回	1 回	水田営農振興室
		市場流通食品の遺伝子組換え検査	30 件	30 件	30 件	生活衛生課

アクション名		項目	現状値	中間目標値	最終目標値	担当課室等
			平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度	
A11	食品添加物の検査と適正使用の推進	保存料、着色料等の検査	1,800 項目	1,900 項目	2,000 項目	生活衛生課
A12	畜産物中の残留動物用医薬品等の検査	生産段階の残留動物用医薬品等の検査	卵 2 回 (50 検体)	卵 2 回 (50 検体)	卵 2 回 (50 検体)	畜産振興室
			ハチミツ 2 回 (50 検体)	ハチミツ 2 回 (50 検体)	ハチミツ 2 回 (50 検体)	
			鶏肉 1 回 (25 検体)	鶏肉 1 回 (25 検体)	鶏肉 1 回 (25 検体)	
		県内産畜産物の動物用医薬品等残留基準超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ	
		流通段階の残留動物用医薬品等の検査	牛肉、豚肉、鶏肉 計 260 個体	牛肉、豚肉、鶏肉 計 280 個体	牛肉、豚肉、鶏肉 計 300 個体	生活衛生課
A13	無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導	健康食品の買い上げ検査	11 品目	20 品目	20 品目	薬務課
		業者法令講習会	3 回 延べ参加者 200 人	3 回 延べ参加者 200 人	3 回 延べ参加者 200 人	
		県民向け講座	-	11 回 延べ参加者 500 人	11 回 延べ参加者 500 人	
A14	食品表示の監視指導	食品表示適正化強化月間	0 回	2 回	2 回	県民生活安全室
		各部局合同表示講習会	0 回	5 回	5 回	健康政策課 生活衛生課
		各部局合同表示監視指導	0 件	500 件	500 件	薬務課 園芸特産振興室
		「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	-	100 %	100 %	生活衛生課
		「食品衛生監視指導計画」中の収去検査達成率	-	100 %	100 %	
		健康増進法に基づく特定保健用食品製造施設の立入検査	1 施設 1 回	1 施設 1 回	1 施設 1 回	健康政策課
		J A S 法に基づく流通販売施設等の立入検査	4,386 件 (実体把握立入)	1,500 件 (重点立入)	1,500 件 (重点立入)	園芸特産振興室
A15	食品表示岐阜モデルの構築と普及	食品表示岐阜モデルの表示店舗数	-	25 店舗	50 店舗	食品安全推進室
A16	食品表示ウォッチャーの活用	食品表示ウォッチャー数	100 人	130 人	130 人	園芸特産振興室

アクション名		項目	現状値	中間目標値	最終目標値	担当課室等
			平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度	
A17	消費者と生産者との交流の推進	ぎふクリーン農業の現地視察ツアー	3 回	3 回	3 回	農林水産政策室
		食の安全セミナーによる農産物生産地・食品製造施設の視察	150 人	150 人	150 人	食品安全推進室
		消費者に対するアンケート調査	延べ 500 人	延べ 500 人	延べ 500 人	農林水産政策室
		農産物の対面販売の実施（各種イベント時）	6 回	6 回	6 回	
A18	地産地消の推進	朝市等設置数	248 ヶ所	304 ヶ所	304 ヶ所	農林水産政策室
		学校給食における米飯給食の回数	3.1 回 / 週	3.5 回 / 週	3.7 回 / 週	
		学校給食における県内産野菜の利用量	700 t / 年	970 t / 年	1,200 t / 年	
		学校農園設置数	小中学校 393 校	小中学校全校	小中学校全校	水田営農振興室
		飛騨・美濃伝統野菜の認証	21 品目	30 品目	30 品目	農林水産政策室
		県産品愛用推進宣言の店	112 店舗	175 店舗	225 店舗	県産品振興室
A19	農産物トレーサビリティの導入促進	トレーサビリティシステムの構築	取組箇所 1 箇所	取組箇所 12 箇所	取組箇所 15 箇所	農林水産政策室
A20	県民を対象とした講習会等の開催	食の安全セミナー	150 人	150 人	150 人	食品安全推進室
		食品衛生教室	延べ 9 中学校	22 中学校	22 中学校	
		無承認無許可医薬品に該当する健康食品講座	-	11 回 延べ参加者 500 人	11 回 延べ参加者 500 人	薬務課
		食品表示等に関する研修会	1 回	5 回	5 回	県民生活安全室 健康政策課 生活衛生課 薬務課 園芸特産振興室
		県職員出前トーク	要請ある都度	要請ある都度	要請ある都度	各課室
		消費生活出前講座	要請ある都度	要請ある都度	要請ある都度	県民生活安全室
A21	ホームページ・広報資料等による情報提供	食品安全基本条例に基づく施策の概要と結果公表	-	1 回	1 回	食品安全推進室
		「岐阜県食品安全情報」と関係部局のホームページのリンク率	10%以下	100 %	100 %	

アクション名		項目	現状値	中間目標値	最終目標値	担当課室等
			平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度	
A22	食品に関する相談窓口における個別相談	相談窓口の一本化	体制未整備	一元的な回答をできる体制整備	一元的な回答をできる体制整備	関係各課室
		薬食同源情報加設置数	166 か所	200 か所	300 か所	薬務課
A23	リスクコミュニケーションの推進	食品安全対策協議会	3 回	3 回	3 回	食品安全推進室
		意見交換会	-	5 回	5 回	
		シンポジウム	-	1 回	1 回	
		食品安全対策モニターの養成	-	300 人	500 人	
		各種県民モニターに対する合同アンケート調査	-	350 人	350 人	
A24	県民モニター活動を通じた県民意見の聴取	くらしのモニター数	各市町村ごとに 1 名	各市町村ごとに 1 名	各市町村ごとに 1 名	県民生活安全室
		消費者リーダー数	100 人	125 人	125 人	県民生活安全室
		食品表示ウォッチャー数	100 人	130 人	130 人	園芸特産振興室
		食品安全対策モニター数	-	300 人	500 人	食品安全推進室
		くらしのモニター・消費者リーダー講習会	1 回	1 回	1 回	県民生活安全室
		食品表示ウォッチャー講習会	2 回	2 回	2 回	園芸特産振興室
		食品安全対策モニター講習会（他のモニターとの合同開催）	-	5 回 （圏域 1 回）	5 回 （圏域 1 回）	食品安全推進室
		くらしのモニター・消費者リーダーの活動報告	随 時 （意見要望等あれば 2ヶ月に1回）	随 時 （意見要望等あれば 2ヶ月に1回）	随 時 （意見要望等あれば 2ヶ月に1回）	県民生活安全室
		食品表示ウォッチャー活動報告	1 か月に 2 回	1 か月に 2 回	1 か月に 2 回	園芸特産振興室
		食品安全対策モニターの活動報告	-	随 時	随 時	食品安全推進室
A25	食品の危機管理に関するマニュアルの整備	マニュアルの整備	新たな知見や情勢の変化に迅速に対応	新たな知見や情勢の変化に迅速に対応	新たな知見や情勢の変化に迅速に対応	健康政策課
		マニュアルの適正運用	関係職員へのマニュアルの周知徹底	関係職員へのマニュアルの周知徹底	関係職員へのマニュアルの周知徹底	生活衛生課
A26	食品緊急情報メールの普及と運用	食品緊急情報メール登録者数	96 件	160 件	200 件	食品安全推進室
A27	安全な食品の生産技術等に関する調査研究	研究成果発表会	試験研究機関毎 1 回	試験研究機関毎 1 回	試験研究機関毎 1 回	科学技術振興センター
		メールマガジン「アークぎふ」の発信	月 1 回	月 1 回	月 1 回	
		地元企業・生産者等との協力による特許等の戦略的实施	必要に応じ 随 時	必要に応じ 随 時	必要に応じ 随 時	

アクション名		項目	現状値	中間目標値	最終目標値	担当課室等
			平成 15 年度	平成 18 年度	平成 20 年度	
A28	食品の監視指導等に関する調査研究	食品衛生監視員研修会	1 回	1 回	1 回	生活衛生課
		食肉衛生技術研修会	1 回	1 回	1 回	
		家畜保健衛生所業績発表会	1 回	1 回	1 回	畜産振興室
A29	食品の安全性確保に携わる行政関係職員の教育訓練	食品表示研修会	1 回	1 回	1 回	県民生活安全室 健康政策課 生活衛生課 薬務課 園芸特産振興室
		食品衛生監視員研修会	1 回	1 回	1 回	
		保健所検査担当者研修会	1 回	1 回	1 回	
		食肉衛生技術研修会	1 回	1 回	1 回	
		家畜保健衛生所業績発表会	1 回	1 回	1 回	畜産振興室
		家畜衛生地理情報システム研修会	3 回	3 回	3 回	
		動物薬事研修会	1 回	1 回	1 回	
A30	自主的な活動を行う指導者の育成と支援	農薬管理指導士の配置 農薬販売店 ----- 防除業者	337 人 213 人	850 人 280 人	1,400 人 350 人	水田営農振興室
		食品衛生指導員による食品営業施設の巡回指導	60,000 件	60,000 件	60,000 件	
		試験研究機関による巡回指導	20 回	20 回	20 回	科学技術振興センター
		試験研究機関への研修生の受入れ	必要に応じ 随 時	必要に応じ 随 時	必要に応じ 随 時	

## 食の安全に関する相談窓口一覧

### 食の安全窓口全相談口

食の安全に関する総合窓口です。質問、要望、提案などを常に受付しています。

名 称	電話番号等	所管区域
県庁食品安全推進室	058-272-1111(2567) ✉:c11235@pref.gifu.lg.jp	岐阜県下全域
岐阜地域保健所	0583-80-3001	羽島市・各務原市・羽島郡
岐阜地域保健所本巣・山県センター	058-264-1111(352)	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
西濃地域保健所	0584-73-1111(266)	大垣市・海津郡・養老郡・不破郡・安八郡
西濃地域保健所揖斐センター	0585-32-1530	揖斐郡
関保健所	0575-33-4011(352)	関市・美濃市・武儀郡
中濃地域保健所	0574-25-3111(355)	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
中濃地域保健所郡上センター	0575-67-1111(352)	郡上市
東濃地域保健所	0572-23-1111(357)	多治見市・瑞浪市・土岐市・土岐郡
恵那保健所	0573-26-1111(253)	中津川市・恵那市・恵那郡
飛騨地域保健所	0577-33-1111(320)	高山市・飛騨市・大野郡・吉城郡
飛騨地域保健所下呂センター	0576-52-3111(354)	下呂市

### 農産物の総合相談窓口

岐阜県の安全・安心・健康な農産物に関する生産者、生産方法、販売先等の相談窓口です。

名 称	電話番号等	所管区域
県庁農林水産政策室	058-272-1111(2829) ✉:c11435@pref.gifu.lg.jp	岐阜県下全域

### 食品表示110番

食品表示に関する総合相談窓口です。

名 称	電話番号等	所管区域
県庁園芸特産振興室	058-272-1111(2864)	岐阜県下全域

## 食の安全に関する県関係機関一覧

県 庁		
名 称	電話番号等	業務内容
食品安全推進室	058-272-1111(2567)	食の安全全般
生活衛生課	058-272-1111(2565)	食品衛生
健康政策課	058-272-1111(2518)	健康食品（健康増進法関係）
薬務課	058-272-1111(2572)	健康食品（薬事法関係）
農林水産政策室	058-272-1111(2829)	農産物全般 ぎふクリーン農業、トレーサビリティ、遺伝子組み換え作物
水田営農振興室	058-272-1111(2843)	農薬、肥料、農産物への有害物質 米・麦・大豆の生産
園芸特産振興室	058-272-1111(2864)	野菜・果樹の生産、食品表示（JAS法）
畜産振興室	058-272-1111(2877)	畜産物
水産振興室	058-272-1111(2894)	水産物

現 地 機 関			
業 務	名 称	電話番号	所管区域
食品衛生・健康食品	岐阜地域保健所	0583-80-3001	羽島市・各務原市・羽島郡
	岐阜地域保健所本巢・山県センター	058-264-1111	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
	西濃地域保健所	0584-73-1111	大垣市・海津郡・養老郡・不破郡・安八郡
	西濃地域保健所揖斐センター	0585-32-1530	揖斐郡
	関保健所	0575-33-4011	関市・美濃市・武儀郡
	中濃地域保健所	0574-25-3111	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
	中濃地域保健所郡上センター	0575-67-1111	郡上市
	東濃地域保健所	0572-23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市・土岐郡
	恵那保健所	0573-26-1111	中津川市・恵那市・恵那郡
	飛騨地域保健所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・大野郡・吉城郡
	飛騨地域保健所下呂センター	0576-52-3111	下呂市

業務	名称	電話番号	所管区域
農薬	病虫害防除所	058-239-3161	岐阜市・大垣市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・海津郡・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡・本巣郡
	病虫害防除所中濃支所	0574-25-3111	関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市・武儀郡・加茂郡・可児郡
	病虫害防除所東濃支所	0573-26-1111	多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市・土岐郡・恵那郡
	病虫害防除所飛騨支所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡・吉城郡
農産物全般	岐阜地域農林商工事務所	058-264-1111	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡
	西濃地域農業商工事務所	0584-73-1111	大垣市・海津郡・養老郡・不破郡・安八郡
	西濃地域揖斐農林商工事務所	0585-23-1111	揖斐郡
	中濃地域農林商工事務所	0574-25-3111	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
	中濃地域武儀農林商工事務所	0575-33-4011	関市・美濃市・武儀郡
	中濃地域農林商工事務所郡上センター	0575-67-1111	郡上市
	東濃地域農林商工事務所	0572-23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市・土岐郡
	東濃地域恵那農林商工事務所	0573-26-1111	中津川市・恵那市・恵那郡
	飛騨地域農林商工事務所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・大野郡・吉城郡
	飛騨地域農林商工事務所下呂センター	0576-52-3111	下呂市
農作物	岐阜地域農業改良普及センター	058-264-1111	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡
	西濃地域農業改良普及センター	0584-73-1111	大垣市・海津郡・養老郡・不破郡・安八郡
	西濃地域揖斐農業改良普及センター	0585-23-1111	揖斐郡
	中濃地域農業改良普及センター	0574-25-3111	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
	中濃地域武儀農業改良普及センター	0575-33-4011	関市・美濃市・武儀郡
	中濃地域郡上農業改良普及センター	0575-67-1111	郡上市
	東濃地域農業改良普及センター	0573-26-1111	中津川市・恵那市・恵那郡
	東濃地域土岐農業改良普及センター	0572-23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市・土岐郡
	飛騨地域農業改良普及センター	0577-33-1111	高山市・飛騨市・大野郡・吉城郡
飛騨地域下呂農業改良普及センター	0576-52-3111	下呂市	
畜産物	岐阜家畜保健衛生所	058-272-6110	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡
	西濃家畜保健衛生所	0584-73-1111	大垣市・海津郡・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡
	中濃家畜保健衛生所	0574-25-3111	関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市・武儀郡・加茂郡・可児郡
	東濃家畜保健衛生所	0573-26-1111	多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市・土岐郡・恵那郡
	飛騨家畜保健衛生所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡・吉城郡

## 岐阜県食品安全行動基本計画

平成16年6月発行

発行 岐阜県庁食品安全推進室

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111(代)

E-mail c11235@pref.gifu.lg.jp

URL <http://www.pref.gifu.jp/s11222/syokuan/index.htm>

印刷